

目 次

訓令の名称	発布年	記号	番 号	頁
○ 検察庁事務章程	昭六〇	法務省訓令	一	一
○ 係検事に関する規程	昭三四	法務省刑事局秘	五八	一
○ 統括捜査官の配置に関する規程	昭六〇	法務省刑総訓	三二一	一八〇の二
○ 統括検務官の配置に関する規程	平一三	法務省刑総訓	四二四	一八〇の六
○ 検察官記章規程	昭二五	法務府訓令	四	九
○ 検察事務官記章規程	平二	法務省刑総訓	一五	二
○ 検察事務官証票規程	平一〇	法務省訓令	三	二
○ 法務省公印規程	昭五九	法務省秘文訓	一〇	二七
○ 法務省秘密文書等取扱規程	昭五九	法務省秘総訓	七二三	三
○ 検察庁会計事務章程	昭二二	会 甲	二四八一	三
○ 検査状況報告に関する訓令	昭五九	法務省会訓	一	八
○ 被疑者補償規程	昭三二	法務省訓令	一	二三
○ 沖繩復帰に伴う被疑者補償規程の適用に関する特例	昭四七	法務省訓令	五	二三の二
○ 司法警察官吏訓練規程	昭一一	司法省刑事局刑事	九一八八	二五
○ 司法警察官吏又ハ司法警察官吏ノ職務ヲ行フ者ニ交付スヘキ証票ノ件	大二三	司 刑	七一六	三七
○ 事件事務規程	昭六二	法務省刑総訓	一〇六〇	二九
○ 執行事務規程	平六	法務省刑総訓	二二八	三三
○ 証拠品事務規程	平二	法務省刑総訓	二八七	四〇五
○ 徴収事務規程	平八	法務省刑総訓	一九六	四七
○ 犯歴事務規程	昭五九	法務省刑総訓	三二九	五七
○ 記録事務規程	昭六二	法務省刑総訓	一〇一八	五七の二
○ 犯罪捜査のための通信傍受に関する規程	平一二	法務省刑総訓	九三六	六〇の二

○ 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程	平二〇	法務省保観訓	二六……六〇〇の四
○ 恩赦上申事務規程	昭五八	法務省保恩訓	二四五……六〇〇の四
○ 帶職者及叙功者職等功級ヲ概奪セラレタル場合ノ申牒通知ニ關スル件	大 二	司 刑 甲	三五……六二
○ 指紋分類規程	昭 七	司法省訓令	二……六三
○ 刑事關係報告規程	昭六二	法務省刑總訓秘	二八……六二
○ 処分請訓規程	平一七	法務省刑總訓	一〇四五……六五
○ 破壊活動防止法違反事件請訓規程	昭二七	法務府檢務局秘	一五七〇……六七
○ 刑事統計調査規程	平 三	法務省司調訓	五〇二……六九
○ 逃亡犯罪人引渡法に関する書式例	平一二	法務省刑国訓	七二……八三
○ 國際搜查共助等に関する法律に関する書式例	平一〇	法務省刑国訓	三八六……八三
○ 國際受刑者移送法による共助刑の執行等に関する規程	平一五	法務省刑總訓	六四〇……八五
○ 國際受刑者移送法第二五条に定める共助刑の執行の減輕又は免除に関する上申事務規程	平一五	法務省保總訓	三四七……八五
○ 取調べ状況の記録等に関する訓令	平一五	法務省刑刑訓	一一七……八四
○ 心神喪失者等の処遇事件に係る審判手続等に関する規程	平一七	法務省刑總訓	八九二……八七
○ 検視に関する訓令	平一八	法務省矯成訓	三三九……八七

檢察例規集（検務事務篇上）通達等目次

件

名

年次

文書

番号

頁

第一 検務 一般

●刑事訴訟法の一部を改正する法律の運用について……………	昭二八	刑	事	三〇四〇四……………	四
●刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う裁判所関係 の事務処理に関する通達の参考送付について……………	昭二八	刑	事	三〇二〇六……………	一〇
●刑事訴訟法及び刑事訴訟規則の改正に伴う逮捕状の発付に ついて……………	昭二八	儲	刑	一五一五四……………	一〇
●刑事訴訟規則及び少年審判規則の一部を改正する規則（平 成四年最高裁判所規則第一号）による改正後の刑事訴訟 規則第六〇条の二第二項の規定により記名押印で足りる こととなる書類の例について……………	平 四	刑事局総務課長事務連絡……………		一五〇二二……………	二五
●刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行について……………	平二一	刑	制	一九……………	三〇五
●刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律並びに 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措 置に関する法律の施行について……………	平二二	刑	制	二〇……………	三〇五
●刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律の施行 について……………	平二二	刑	制	七〇……………	三〇六
●刑事訴訟法等の一部を改正する法律（刑事裁判の充実・迅 速化に関する規定）及び刑事訴訟規則の一部を改正する 規則の施行について……………	平二二	刑	制	一六……………	三〇七
●刑事訴訟法等の一部を改正する法律（即決裁判手続・国選 弁護人制度に関する規定）刑事訴訟規則等の一部を改正 する規則並びに刑事訴訟法第三六条の二の資産及び同法 第三六条の三第一項の基準を定める政令の施行について……………	平一八	刑	制	三三……………	三〇八
●犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等 の一部を改正する法律の施行について……………	平一九	刑	制	四五……………	三〇九

●犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行について	平一九	刑制	八四・三〇の七の七
●「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法」等の一部を改正する法律及び「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」の施行について	平二〇	刑制	五一・三〇の七の元
○被害者参加制度及び損害賠償命令制度の創設に当たり、矯正施設において留意すべき事項等について	平二一	矯成	四一五六・三〇の七の五の三
●刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行並びに事件事務規程及び刑事関係報告規程の一部を改正する訓令の運用について	平二一	刑総	六二二・三〇の七の登
○検察審査会法の一部改正を行う「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の施行に伴う留意すべき事項について	平二一	最高検企	一五一・三〇の七の六
●刑事訴訟規則の一部を改正する規則の施行に伴う密類の契印の廃止及び訂正の取扱いについて	平一一	刑総	一五八・三〇の六
○刑法等の一部を改正する法律の施行について	昭二八	刑事	三二六九三
○刑法等の一部を改正する法律に関する通牒（通達）の参考送付について	昭二八	刑事	三三四五五
○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う書式例等の送付について	昭二八	保護	一五八九
●刑法の一部を改正する法律および執行猶予者保護観察法の施行ならびに執行事務規程の一部改正について	昭二八	保護	一五九二
○刑法の一部を改正する法律の施行に伴う通牒（通達）の参考送付について	昭二九	保護	一六六一〇
○罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の施行について	昭二九	保護	一六〇四七
○刑法の一部を改正する法律の施行に伴う通牒（通達）の参考送付について	昭二九	保護	一七六三三
○罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の施行について	昭二九	保護	一七六三六
○刑法の一部を改正する法律の施行に伴う当庁通達等の取扱いについて	平七	刑制	五五七
○刑法の一部を改正する法律の施行について	平七	刑制	六三六
○刑法の一部を改正する法律の施行について	平七	刑制	一二六
○刑法の一部を改正する法律の施行について	平七	刑制	二四
○刑法の一部を改正する法律の施行について	平七	刑制	二三
○刑法の一部を改正する法律の施行について	平七	刑制	一〇七
○刑法の一部を改正する法律の施行について	平七	刑制	三〇
○刑法の一部を改正する法律の施行について	平七	刑制	元の八

- 3 -

昭和四十九年十月三十一日付け法務省刑総第六四九号通達「検務事務処理票による事務処理の実施について」の運用について	昭和六一年	刑	総	八六五… 六の五の三
昭和四十九年十月三十一日付け法務省刑総第六四九号通達「検務事務処理票による事務処理の実施について」及び平成二年二月二十五日付け法務省刑第九五号通達「いわゆる独占禁止法違反に関する資料の送付について」の一部改正について	昭和六一年 平 四 平 八	刑	総	一七一… 六の五の三 一〇九四… 六の五の四
昭和四十九年十月三十一日付け法務省刑総第六四九号通達「検務事務処理票による事務処理の実施について」及び平成二年二月二十五日付け法務省刑第九五号通達「いわゆる独占禁止法違反に関する資料の送付について」の一部改正について	平 二二	刑	総	一二四四… 六の五の四
「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律」及び「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の施行について	平 四	刑	青	三五… 六の八
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の施行について	平 一一	刑	制	七〇… 六の五
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律及び犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の施行について	平 一八	刑	制	七六… 六の五の二の三 六二… 六の五の三
犯罪収益保全事務暫定要領の実施について	平 二二	刑	総	六四〇… 六の五の元
平成二年一月九日付け法務省刑総第六二号通達「犯罪収益保全事務暫定要領の実施について」の一部改正について	平 一四	刑	総	三八六… 六の五の元
平成二年一月九日付け法務省刑総第六二号通達「犯罪収益保全事務暫定要領の実施について」の一部改正について	平 一七	刑	総	一七三八… 六の五の元
平成二年一月九日付け法務省刑総第六二号通達「犯罪収益保全事務暫定要領の実施について」の一部改正について	平 二〇	刑	総	四六二… 六の五の四〇
平成二年一月九日付け法務省刑総第六二号通達「犯罪収益保全事務暫定要領の実施について」の一部改正について	平 二二	刑	総	六三… 六の五 三八… 六の五の三 九三七… 六の五
犯罪収益保全事務暫定要領の運用について	平 二二	刑	制	一… 六の七の二
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の施行について	平 二二	刑	制	
犯罪捜査のための通信傍受に関する規程の運用について	平 二二	刑	制	
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第四条及び第七	平 二二	刑	制	
条第一項の規定に基づく検察官の指定に関する訓令	平 二二	刑	制	

第二 事件関係事務

○テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行について	平一三	刑	公	四七………条の元
○公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の施行について	平一四	刑	公	二六………条の三
○心神喪失の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行について	平一七	刑	制	二〇………条の元
○心神喪失等の処遇事件に係る審判手続等に関する規程の運用について	平一七	刑	総	八九三………条の三
○国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の施行について	平一九	刑	国	四〇九………条の七

一 運用一般

○事件事務規程について	昭三七	刑(総)秘	事	一四………条
○事件事務規程等について	昭三七	刑	事	八五二………条
○事件事務規程の一部を改正する訓令について	昭三八	刑	事	五九五………条
○事件事務規程の一部を改正する訓令について	昭四〇	刑	事	五〇〇………条
○事件、執行、証拠品、徴収各事務規程の一部を改正する訓令について	昭四一	刑	事	四六四………条の二
○事件、証拠品、執行、徴収各事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭四四	刑	事	二二七………条の二
○事件、執行各事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭四五	刑	事	二一八………条の五
○事件事務規程、証拠品事務規程、執行事務規程および徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭四七	刑	事	六二七………条の七
○事件事務規程及び犯罪事務規程の一部を改正する訓令の運用について(依命通達)	昭四八	刑	総	三七九………条
○事件事務規程及び執行事務規程の一部を改正する訓令の運用について(依命通達)	昭四八	刑	総	七一六………条の二
○事件事務規程、証拠品事務規程、執行事務規程、徴収事務規程及び犯罪事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭五一	刑	総	六八二………条の二の二
○事件事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭五一	刑	総	七二四………条の二の三
○事件事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭五八	刑	総	八〇四………条の二の四
○事件事務規程、証拠品事務規程、執行事務規程、徴収事務規程及び刑事関係報告規程の一部を改正する訓令について	昭五八	刑	総	八一………条の二の六

- 6 -

◎証拠品及び執行事務規程の運用について……………	昭二八	刑事	三五七三一……………	大の三
◎証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	昭三三	刑事	五四六六……………	公
◎執行事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	昭三三	刑事	一七八〇……………	公
◎執行事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	昭三六	刑事	一五六……………	公
◎代用監獄としての留置場の運用について……………	昭二六	検務	三九五六……………	公
◎人身保護法の施行と拘禁者の身柄の取扱について……………	昭二三	国警捜査甲	一一四……………	公
◎矯正施設等に收容中の者が死亡した場合における検視等に関する取扱及び検視調査等関係書類の保存について……………	平一五	矯総甲	一二〇六……………	公
◎被疑者国選弁護制度及び即決裁判手続制度に係る手続の運用について……………	平一八	刑総	一二九……………	公
◎日本司法支援センター地方事務所からの訴訟費用額算定通知の取扱変更について……………	平一九	刑総	一二七七……………	公
			四九八……………	公

二 書 式……………

◎検察書類様式例について……………	平三	最高検検	一六三一……………	一〇三
◎司法警察職員捜査書類基本書式例の制定について……………	昭三六	最高検日記調	九一九……………	一〇五
◎司法警察職員捜査書類様式例の特例について……………	昭三四	最高検日記企	三四〇……………	一〇九
◎司法警察職員捜査書類基本書式例の特例について……………	昭三六	最高検日記調	一〇八四……………	一〇九
◎司法警察職員捜査書類様式例の特例の解釈について……………	昭三九	最高検日記調	四七三……………	一〇九
◎司法警察職員捜査書類基本書式例の全部改正について……………	平一二	最高検企	五六……………	一〇九
◎自動車運転過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について……………	平一二	最高検企	八四……………	一〇九
◎自動車運転過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について……………	平一四	最高検企	二七〇……………	一一〇
◎平成四年一月二十六日付け最高検企第二七〇号次長検事依命通達「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について……………	平一七	最高検刑	五三〇……………	一一〇
◎司法警察職員捜査書類簡易書式例の制定について……………	昭三八	最高検日記調	四一八……………	一一〇
			八一六……………	一一〇

◎司法警察職員捜査書類簡易書式の一部改正について……………	平六	最高検調	九八……………	二〇の五
◎司法警察職員捜査書類簡易書式例の全部改正について……………	平一二	最高検企	六一……………	二〇の六
◎没収・附帯保全請求関係書式例の制定について……………	平一二	最高検企	一三……………	二二
◎犯罪捜査のための通信傍受に関する司法警察職員 捜査書類書式例の制定について……………	平一二	最高検企	一四〇……………	二四

三 事 件 受 理……………三三

(一) 事 件 送 致……………三三

◎送致手続の特例に関する件……………	昭二五	最高検日記秘庶	一〇九七……………	三三
◎簡易送致事件の処理について……………	昭二五	働家庭甲	二三五……………	三四
◎送致手続の特例について……………	昭四三	最高検日記刑	八〇〇……………	二六の三
◎微罪処分の基準について……………	平一七	最高検刑	一二七……………	二六の三
◎少年事件の簡易送致について……………	平一七	最高検企	一九〇……………	二六の四
◎簡易送致事件の処理について……………	昭四四	働家庭三	一〇三……………	二六の五
◎破壊活動防止法違反事件捜査手続の特例に関する件……………	昭二七	最高検日記秘公	三四……………	二九
◎告発書及び告発取消書の左横書きの実施について……………	昭五八	刑 総	七一〇……………	三〇
◎犯罪告発の場合の様式について……………	昭五八	刑 総	八八八……………	三〇の五
◎義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する 臨時措置法第五条の請求の手続について……………	昭二九	刑 事	一六二二九……………	三三
◎告発書の左横書きの実施について……………	昭二七	検 務	一四一一五……………	三四
◎貴金属支払手段等の密輸出入事件の処理について……………	昭二八	刑 事	三五八〇八……………	三四

(二) 事 件 受 理……………三三

◎告訴受理証明の可否について……………	昭三三	刑 事	二一八一八……………	三三
---------------------	-----	-----	------------	----

四 捜 査 手 続

◎少年鑑別所に収容中の少年に対する余罪取調について	昭二八	職家庭甲	三六	一四三
◎余罪取調許可申請の手續について	昭三〇	職家庭甲	六	一四三
◎刑事訴訟法第一九三条第三項（檢察官の司法警察職員に対する指揮）の疑義について	昭二五	検 務	三八三七	一四三
◎檢察官の司法警察職員に対する所在捜査指揮について	昭二五	法意一発	五六	一四四
◎警察官署等犯罪捜査機関の照会等に対する措置について	昭三三	管 総 合	二四	一四四
◎供述調書原本数通作成の可否について	昭二九	刑 事	一三六二七	一四四
◎捜査上の公務所照会に対する接遇について	昭三三	管 総 合	一八三	一四四
◎外国政府又は外国代表部からの照会回答について	昭二七	刑 事	四一七六四	一四四
◎下級裁判所及び檢察審査会に対する調査囑託、照会等について	昭二四	一、二、九（電六四三—六四九）	二八	一四四
◎下級裁判所の檢察庁に対する回答について	昭二四	職 総 二	五六	一四五
◎刑事訴訟法第一九七条第二項の所謂公務所の疑義について	昭二四	一、八、電	三九六	一四五
◎刑事訴訟法第一九七条第二項の規定に基づく照会について	昭三六	刑 事	九二四	一四五
◎檢察官よりの記録取り寄せの囑託について	昭二五	矯 正 甲	九一〇	一四五
◎刑訴第一九七条第二項による家事事件記録送付の囑託について	昭二七	職家庭甲	四一	一四五
◎刑訴第一九七条第二項による照会に対する家事事件の報告について	昭三二	職家庭甲	一五七	一四五
◎犯罪捜査上公正証書ノ謄本請求ニ関スル件	昭 六	職家庭甲	一四二	一四五
◎官公署の長からの登記簿の謄本又は抄本の送付方に関する照会文書等の処理方について	昭三四	刑 事	七二五七	一四五
◎登記事務取扱方について	昭二三	民 事 甲	一四四	一四五
◎司法警察職員又は檢察事務官より犯罪捜査の必要上戸籍に關する届書類の送付方の依頼があつた場合の取扱方	昭二五	民 事 甲	三三二七	一五
		民 事 甲	一五七一	一五

◎戸籍届出書類の謄本作成について	昭三三	民事(二) 発	八四	一五
◎司法書士法第一〇条の解釈について	昭三一	民事 甲	二四一九	一五
◎通信の秘密と刑事訴訟法第一九七条第二項の關係について	昭二八	法制局 一 発	八	一五
◎マイクロフィルムによる文書保存の証拠力について	昭三四	刑事 事	二四四九	一六
◎供述調書等の指印について	昭二九	刑事 事	三二九八〇	一六
◎取調べ状況の記録等に関する訓令の運用について	平一五	刑事 刑	一一八	一六の二
◎他の捜査機関等において押取中の証拠物の借用手続要領について	平一九	刑事 総	一四〇八	一六の七

五 令 状 の 請 求 等

◎司法警察職員の令状請求について(検察官を経由する件)	昭二三	検 務	四〇二五四	一三
◎刑事訴訟手続の質疑について	昭二四	検 刑	二四五七	一三
◎逮捕状の濫用について(命により通牒)	昭二五	検 務	三七九〇九	一三
◎刑事訴訟法第一八九条第一項及び第一九九条第二項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則	昭二九	国家公安委員会規則	五	一三
◎緊急逮捕の場合の逮捕状の請求者について	昭二八	検 刑	一五七八八	一三
◎裁判官に対する逮捕状の請求について	昭二五	法意 一 発	一〇六	一三
◎刑事訴訟規則第一四五条の運用について	昭二七	検 刑	二〇九九四	一三
◎逮捕状に記載すべき引致場所について	昭二四	検 務	一五〇五七	一三
◎逮捕状に記載すべき引致場所について	昭二四	検 務	一八〇八五	一三
◎逮捕状有効期間延長について	昭二八	検 刑	八三七八	一三
◎在院者に対する逮捕状の執行について	昭二五	矯 保 甲	二〇八八	一三
◎検察官みずから又はその指揮により被疑者を留置する場合	昭二四	法意 一 発	一四五八	一三
◎執行事務規程第一二条の疑義について	昭三五	刑事 事	八〇	一三
◎監獄官吏の勾引状執行について	昭二六	矯 保 甲	二六二	一三
			六八一	一三

六 勾 留

(一) 勾 留 一 般

◎被疑者の勾留及び新刑事訴訟法による既済記録の保管について

昭二四

検務

八〇三二

八

◎刑事訴訟法第二〇三条第一項の「送致する手続をしなればならない」の解釈ならびに勾留請求却下命令に対する準抗告があつた場合の取扱いについて

昭二七

検務

二〇七二

八

◎勾留者整理原票の記載について

昭三四

検務

二一五〇一

八

◎刑事訴訟法第二〇七条の疑義について

昭二四

検務

一六八二

九

◎新刑事訴訟法運用上の疑義について

昭二四

検務

一三三八

九

◎公訴提起猶予期間の延長について

昭二四

検務

一三四三七

九

◎新刑事訴訟手続の質疑について

昭二四

検務

九四二

九

◎勾留延長決定の効力の疑義について

昭二九

検務

二四五七

九

◎未決勾留中ノ者ニ対スル勞務場留置執行ニ関スル件

大一一

行刑

一三一七

九

(二) 勾 留 期 間

◎刑事訴訟法第六〇条第二項の疑義について

昭二四

刑二

五九四八

九

◎新刑事訴訟法施行に伴う被告人の勾留期間の起算点に関する件

昭二四

刑二

一〇四六

九

◎勾留期間の起算点について

昭二五

刑二

一四〇六

九

◎新刑事訴訟法施行に伴う被告人の取扱について

昭二四

刑二

二六三

九

◎勾留期間の起算点について

昭三二

刑二

五一二

九

◎勾留起算点に関する件

昭二四

刑二

一八三五の二

九

◎勾引状の執行をうけた被告人を留置し引き続き勾留した場合にはにおける勾留期間の起算日について

昭三三

刑二

一六八三七

九

◎保釈前ニ勾留シタル期間ト保釈取消後ニ勾留シ得ヘキ期間トノ通算方

大一一

刑二

一〇三四一

九

– 12 –

◎勾留更新決定の効力について……………	昭三四	刑	事	二六〇〇七……………	三七
◎勾留更新決定の効力について……………	昭三四	矯	正	一一三三……………	三九
◎勾留期間満了により釈放した刑事被告人の再収監について……………	昭三四	矯	正	二〇三三……………	三〇
◎勾留更新決定の執行指揮に関する疑義について……………	昭三三	九、二七電	甲	六三三五……………	三二
◎勾留更新決定ノ執行ニ関スル件……………	昭三	行	甲	一一〇〇……………	三三
◎勾留事件の上告記録送付について……………	昭二四	劾	訟	一一一六……………	三三
(四) 鑑定留置……………					
◎鑑定留置状による被疑者の収容について……………	昭三三	矯	正	三八八八……………	三三
◎成人の被告人を少年鑑別所に鑑定留置することの可否について……………	昭三一	矯	正	二七五七九……………	三三
◎鑑定のため刑事被告人を病院に留置する場合の取扱について……………	昭二五	矯	正	一一一〇……………	三三
◎勾留中の被告人を鑑定の必要上病院に護送する場合の取扱……………	昭二五	矯	保	五一一六……………	三七
◎鑑定留置中に懲役刑執行の可否について……………	昭三六	矯	正	四九七……………	三七
◎鑑定留置と逃走罪の成否について……………	昭三五	矯	正	四一……………	三六
◎鑑定留置と逃走罪の成否について……………	昭三五	矯	正	四三……………	三六
◎鑑定留置と逃走罪の成否について……………	昭三二	矯	正	九〇六……………	三六
◎鑑定留置と逃走罪の成否について……………	昭三二	矯	正	八八三……………	三六
(五) 接見等……………					
◎被疑者とその弁護人との交通について……………	昭二二	刑	事	一六八一……………	二四
◎刑事訴訟法第三九条（弁護人の接見）の疑義について……………	昭二四	検	務	二九四五……………	二六
◎事件事務規程の改正に伴う接見等の指定に関する取扱……………	昭六三	刑	総	三〇〇……………	二六
◎事件事務規程の改正に伴う接見等の指定に関する取扱……………	昭六三	刑	総	七三三……………	二六
◎再審開始決定のあつた受刑者又は死刑確定者とこれらの者の弁護人又は弁護人とならうとする者との接見交通について……………	昭五六	矯	保	五九一……………	二六
◎再審開始決定のあつた受刑者又は死刑確定者とこれらの者の弁護人又は弁護人とならうとする者との接見交通について……………	昭五六	矯	保	一三八五……………	二六

◎ いわゆる土曜閉庁制の実施について……………	昭六三	刑 総	一〇六一……………	二六八の七
◎ 完全週休二日制の実施について……………	平 四	刑 総	四〇九……………	二六八の二〇
◎ 夜間及び休日の未決拘禁者と弁護人等との面会等の取扱いについて……………	平一九	矯 成	三四六……………	二六八の三
◎ 受刑者を警察の留置場に移して被疑者として取り調べる場合の弁護人との接見等の取扱いについて……………	昭三九	刑 事	三一五……………	二六九
◎ 刑事訴訟法第八一条に規定している「書類」の解釈について……………	昭三六	矯 正 甲	一〇一九……………	二七〇
◎ 勾留中の被疑者に対する裁判官の文書接受及び接見禁止決定の起訴後の効力について……………	昭二四	検 務	六九九……………	二七三
◎ 未決拘禁者に対する司法修習生の接見について……………	昭二五	矯 保 甲	一八四一六……………	二七五
◎ 刑事被告人との接見状況を録音することの可否について……………	昭三四	矯 正 甲	一三一……………	二八二
◎ 少年鑑別所に収容されている少年に対する司法修習生の面会について……………	平一四	刑 総	五二五……………	二八三
◎ 被収容者の外部交通に関する訓令の運用について……………	平一九	矯 成	四八二……………	二八六の二
◎ 未決拘禁者と弁護人等以外の者との面会における職員の立会い等の省略に関する検察官への求意見方法について……………	平二一	矯 成	三三五〇……………	二八七
◎ 弁護人が被告人との接見内容を録音することについて……………	昭三八	矯 正 甲	三〇三……………	二九〇の二
◎ 弁護人等が刑事被告人との接見時にビデオテープ等の再生を求めた際の対応について……………	平一九	矯 成	二七九……………	二九二
◎ 刑事訴訟法第八一条の規定による接見等禁止の裁判を請求する際における刑事施設視察委員会等との接見等の取扱いについて……………	平一九	最高検企	二五〇一……………	二九三の二
◎ 刑事訴訟法第八一条の規定による接見等禁止の裁判を請求する際における刑事施設視察委員会等との接見等の取扱いについて……………	平一九	最高検企	三三……………	二九六の五
◎ 収容者ニ対スル令状執行ノ件……………	昭三九	監 丙	一三〇……………	二九七
◎ 刑事被告人の移監に関する件……………	昭二三	矯 総 丙	六四〇……………	二九八
七 移 送……………			四三九六……………	二九三

◎ 受刑者を余罪取調べ等のため他の刑事施設又は留置施設に移送することについて	昭二五	検務	二二〇二〇
◎ 保釈取消決定執行費用負担について	昭二五	保務	一〇八一
◎ 司法警察職員の収監状執行の義務及びこれに要する費用の負担について	昭二五	検務	三七三二四
◎ 刑務所所在地外の代用監獄に勾留中の被告人を刑務所に押送する場合の押送責任者と押送旅費等の支給官署について	昭二六	検務	二八〇四二
◎ 裁判所が勾留中の被告人を検証現場等に立会せしむる場合身柄押送に従事する責任者並に押送費用の負担者に関する疑義伺の件	昭二六	検務	四二七四一
◎ 裁判所が勾留中の被告人を検証現場等に立会せしむる場合身柄押送費用の負担者について	昭二六	検務	三七一〇二
◎ 労務場留置者に対する移送依頼があつた場合の取扱について	昭二六	検務	四二七四二
◎ 少年審判事件の取扱方に関する件	昭二八	検務	四二二〇
◎ 「少年法及び少年院法の一部を改正する法律」の施行について	昭二八	検務	二〇五五五
◎ 「少年法及び少年院法の一部を改正する法律」の施行に伴う関係機関の措置について	昭二八	検務	二二一〇四
◎ 少年審判規則の一部を改正する規則及び事件事務規程の一部を改正する訓令について	昭二八	検務	八四四
◎ 観護令状の請求後その発付前における少年の被疑者の観護措置について	昭二八	検務	一三五
◎ 少年法の疑義について	昭二八	検務	八七四
八 少年の拘禁	昭二八	検務	二六六
◎ 少年審判事件の取扱方に関する件	昭二八	検務	二六六
◎ 「少年法及び少年院法の一部を改正する法律」の施行について	昭二八	検務	二六六
◎ 「少年法及び少年院法の一部を改正する法律」の施行に伴う関係機関の措置について	昭二八	検務	二六六
◎ 少年審判規則の一部を改正する規則及び事件事務規程の一部を改正する訓令について	昭二八	検務	二六六
◎ 観護令状の請求後その発付前における少年の被疑者の観護措置について	昭二八	検務	二六六
◎ 少年法の疑義について	昭二八	検務	二六六

◎観護少年の検察官送致ありたる場合の取扱について……………	昭二六	矯保甲	三七三……………	二六九
◎少年法第二六条の二の解釈について……………	昭二六	検務	一四四九八……………	二五五
◎少年の身柄の処置について……………	昭二五	検務	二二〇二三……………	二五五
◎少年法第五五条の解釈について……………	昭二六	検務	二九二四〇……………	二六九

九 収 容……………	二六九
------------	-----

◎保釈取消決定に基づく収監に伴う被告人の搜索に関する疑義について……………	昭三九	刑務	一四六……………	三〇〇
◎控訴棄却の判決の効力について……………	昭二四	検務	一四九三六……………	三〇二
◎再保釈の効力に関する最高裁判所の決定について……………	昭三一	刑務	一〇〇七四……………	三〇二
◎刑事訴訟法第三四三条に基づく被告人の収監に関する疑義について……………	昭四〇	刑務	三三二……………	三〇四
◎刑事訴訟法第三四三条の疑義について……………	昭二四	検務	二九二九九……………	三〇六
◎刑事訴訟法の疑義について……………	昭二四	懲刑二	一四七八二……………	三〇六
◎勾留状を紛失した場合の収監指揮について……………	昭三七	刑務	九〇二……………	三〇七
◎二審で原判決が破棄され原審差戻となつた場合の刑事訴訟法第三四三条の適用について……………	昭二五	検務	三三三……………	三〇九
◎刑務官吏の執行する収監指揮書について……………	昭二五	矯保甲	一一五五……………	三三〇

一〇 釈放・保釈……………	三五
---------------	----

◎逮捕状により収容したる被疑者の取扱について……………	昭二五	矯保甲	一五六七……………	三五
◎勾留に代え少年法第一七条第一項第二号の観護措置をした少年の釈放について……………	昭三九	刑事(青)	五一四……………	三八

◎新刑事訴訟法施行に伴う被告人の取扱について……………	昭二四	矯正総甲	二六三……………	三九
◎新刑事訴訟手続に関する質疑について……………	昭二四	矯正総甲	四五九……………	三〇
◎勾留中の被疑者に対して略式命令の請求がなされ罰金の裁判の告知があつた場合の釈放手続について……………	昭三六	矯正甲	一二九六……………	三一
◎即時抗告による裁判の執行停止の法意について……………	昭三四	矯正甲	八〇四……………	三一
◎身柄不拘束の被疑者を鑑定留置状により留置しその期間満了前に釈放する場合の手続について……………	昭二九	矯正甲	一〇四九……………	三一
◎鑑定留置期間満了による釈放手続に関する疑義について……………	昭三〇	矯正甲	三二七六……………	三四
◎保釈の運用について命により通牒……………	昭二四	矯正甲	二〇八五……………	三五
◎保釈等の運用について……………	昭二三	矯正甲	二八七〇……………	三六
◎保釈決定の執行指揮について……………	昭二四	矯正甲	三〇五七……………	三七
◎新刑事訴訟法の質疑について……………	昭二四	矯正甲	六七七五……………	三八
◎新刑事訴訟法の質疑について……………	昭二四	矯正甲	八八一五……………	三九
◎禁こ以上の刑に処する判決の宣告後の新たな保釈決定について……………	昭二四	矯正甲	三〇二九……………	四〇
◎保釈取消の職権発動を促すべき事例について……………	昭二六	矯正甲	九五三五……………	四一
◎保釈取消決定に対する不服申立について……………	昭三〇	矯正甲	三八七〇……………	四二
◎新刑事訴訟法の質疑について……………	昭二四	矯正甲	三九五九……………	四三
◎警察官署等において拘束後釈放された者に対する生活保護法による医療扶助の適用について……………	昭三八	矯正甲	一七八六……………	四四
◎保釈を許可されている被退去強制外国人を収容した場合等における関係機関に対する通報について……………	昭四八	矯正甲	六〇七四……………	四五
	昭四八	矯正甲	六三〇……………	四六
	昭四八	矯正甲	二一八七七……………	四七

一 事 件 処 理

◎警察庁保管にかかる指紋原紙の整備方協力について……………	昭三四	刑 事	二〇六七二……………	五九
◎警察庁保管にかかる指紋原紙の整備方協力について……………	昭三四	刑 事	二〇六七四……………	五九
◎送致（付）記録に添付する処分結果通知書の様式の改正について……………	昭五九	刑 事	九……………	五九
◎送致（付）記録に添付する処分結果通知書への指紋資料作成番号の記入について……………	昭五八	警察庁内監免	二七……………	五九
◎処分結果通知書の用紙の規格変更について……………	平 元	警察庁丁監免	一四……………	五九
◎処分結果の通報等について……………	平 元	警察庁丁監免	五七七……………	五九
◎出入国管理令に定める被退去強制容疑者の通報基準について……………	昭三四	警察庁丁監免	一三一……………	五九
◎出入国管理令に定める被退去強制容疑者の通報基準について……………	昭二八	警察庁丁監免	一三〇……………	五九
◎改正後の出入国管理令及び難民認定法第二十四条第四号の規定により新たに退去強制事由該当者となる覚せい剤取締法の規定に違反して有罪の判決を受けた外国人の通報について……………	昭五八	警察庁丁監免	一三〇……………	五九
◎改正後の出入国管理令及び難民認定法第二十四条第四号の規定により新たに退去強制事由該当者となる覚せい剤取締法の規定に違反して有罪の判決を受けた外国人の通報について……………	昭五八	警察庁丁監免	一三〇……………	五九
◎改正後の出入国管理令及び難民認定法第二十四条第四号の規定により新たに退去強制事由該当者となる覚せい剤取締法の規定に違反して有罪の判決を受けた外国人の通報について……………	昭五八	警察庁丁監免	一三〇……………	五九
◎出入国管理令及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う退去強制事由に該当する外国人に関する通報について……………	平 九	警察庁丁監免	一三〇……………	五九
◎不登録の罪で処分を受ける者または既に処分を受けた者の取扱について……………	昭三〇	警察庁丁監免	一三〇……………	五九
◎海難審判理事所の申し入れに対する協力について……………	昭四一	警察庁丁監免	一三〇……………	五九
◎海難関係事件に関する関係機関相互間の処分結果等の通知について……………	昭四一	警察庁丁監免	一三〇……………	五九
◎裁判確定後における余罪の処理について……………	昭二四	警察庁丁監免	一三〇……………	五九
◎他人の氏名を冒用した者に対する起訴の効力について……………	昭二五	警察庁丁監免	一三〇……………	五九

◎ 刑事訴訟法第四六一条の疑義について……………	昭二四	検	二五五二……………	三
◎ 略式命令ノ正本ニ誤記アル場合ノ取扱方ニ関スル件……………	大 六	刑	一二六八三……………	六
◎ 偽名者ニ対シテ発セラレタル略式命令ノ取扱ニ関スル件……………	昭 五	刑	七二二〇……………	六
◎ 略式命令謄本ニ金額ヲ誤記シタル場合ノ効力……………	大 一五	刑	九三七三……………	七
◎ 略式命令謄本の就業場所における送達に関する最高裁判所の運用要領等について……………	昭五七	刑	七七五……………	三
◎ 交通事件即決裁判手続法の施行について……………	昭二九	刑	二五六二八……………	三
◎ 檢察審査会において起訴相当の議決のあつた事件の取扱について……………	昭二九	刑	一一八七三……………	六
◎ 少年審判規則の一部改正について……………	昭二五	検	三九二三六……………	六
◎ 少年法等の一部を改正する法律の施行について……………	平一三	刑	九……………	二
一 二 公 判……………				
◎ 刑事訴訟法の質疑について……………	昭二四	検	二二〇二八……………	二
◎ 公訴の取消しを行う場合の諍訓に関する訓令……………	平 三	最高検訓	一〇……………	三
◎ 出入国管理及び難民認定法第六二条に定める被退去強制容疑者の通報及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第九条第六項の規定により、送出を要請し又は退去命令を出すことのできる合衆国軍隊の構成員及び軍属又は旧構成員等の通報に関する事務に伴う上訴事件票の表示について……………	平 三	最高検刑	一九五……………	四
◎ 公判繫属中逃走せる者に対する恩赦事務について……………	昭二七	電	五二九……………	五
◎ 恩赦事務の取扱について（国連加盟）大赦関係二問答……………	昭三二	保	三六……………	五
◎ 恩赦事務の取扱について（国連加盟）大赦関係一問答……………	昭三二	保	三六……………	六

◎ 検察官控訴の場合における控訴趣意書提出最終日の通知先について	昭二四	検 務	一二二六六	元六
◎ 婦人補導院に在院中の被告人の上訴、上訴の放棄及び取下げ等の取扱について	昭三七	矯正 甲	五六三	元七

一三 特別手続	元六
---------	----

一四 外 事	元九
--------	----

◎ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法に関する検察書式について	平二四	刑 公	一〇一	元九
◎ 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事手続の運用について	昭二七	懲 刑 二	七四六	元三
◎ 刑事特別法の令状等の様式例について	昭二七	懲 刑 二	三二八三六	元四
◎ 「刑事特別法に関する捜査書類様式例について」の全部改正について	平二四	最高検企	一五八四四	元四
◎ 米国駐留軍関係者の犯罪事件の送致手続の特例に関する件	平二二	最高検企	四四七	元九
◎ アメリカ合衆国並びに国際連合の軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族の犯罪事件の取扱について	昭六二	刑 刑	七四	元〇
◎ 少年である合衆国軍隊の構成員、軍属又は軍法に服するそれらの家族に係る少年事件の上申及び報告に係る取扱について	平二四	刑 公	一五五	元二
◎ いわゆる平成七年合意の対象となる事件における合衆国軍隊の構成員等に対する取調べへの合衆国軍司令部の代表者の同席について	平一六	刑 公	一一三	元四

●軍属による公務執行中の犯罪の裁判権行使の在り方について……………	平二四	刑 公	九……………	四八
●軍属による公務執行中の犯罪に関する刑事裁判権行使の在り方についての合意に基づく通告書式について……………	平二四	刑 公	七三……………	四八の九
●アメリカ合衆国軍隊構成員の犯罪に対する合衆国軍当局の処分結果について……………	昭四一	刑事(刑)秘	一九……………	四九の二
●日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第九条第六項の規定により、送出を要請し又は退去命令を出すことができる合衆国軍隊の構成員及び軍属又は旧構成員等に関する通報について……………	昭五〇	刑 管	二三八……………	四九の六の二
●アメリカ合衆国軍隊構成員による公務執行中の犯罪に対する合衆国軍当局の懲戒処分結果について……………	昭五三	刑 秘	一……………	四九の六の六
●アメリカ合衆国軍隊の軍属による公務執行中の犯罪に対する合衆国の軍当局の懲戒処分結果について……………	平一八	刑 公 秘	五〇……………	四九の六の九
●領事関係に関するウィーン条約の発効と同条約締約国との間における領事関係について……………	昭五八	刑 秘	七四五……………	四九の七
●「領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定」の運用について……………	平二二	刑 国	五八……………	四九の三
●「日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴェエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」の暫定的実施に伴う拿捕した船舶及びその乗組員を適当な担保等により遅滞なく釈放する措置について……………	昭五二	刑 秘	二五……………	四〇
●海洋法に関する国際連合条約の批准及びこれに関連する国内法令の整備に伴う外国船舶に係る海洋汚染、漁業等関係事件の捜査処理及び公判遂行上の留意点等について……………	平 八	刑 刑 秘	二七……………	四一
●拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約について……………	平一一	刑 国	四四〇……………	四二の五
●逃亡犯罪人引渡法に規定する令状の様式例の送付について……………	昭五三	刑 秘	四四一……………	四二の八
●逃亡犯罪人引渡法に関する書式例の一部を改正する訓令について……………	昭五三	最高裁判二	四九六……………	四二
●逃亡犯罪人引渡法に関する書式例の改正について……………	昭五八	刑 秘	一四六(訟い一六)……………	四二
●逃亡犯罪人引渡法に関する書式例の改正について……………	平一二	刑 国	八一四……………	四二
			七二五……………	四二

◎ 国際捜査共助法の施行について……………	昭五五	刑	総	六三七……………	四八の二
◎ 国際捜査共助法に関する審式例の一部を改正する訓令について……………	昭五八	刑	総	八一八……………	四八の二
◎ 国際捜査共助法に関する審式例の一部改正について……………	平一二	刑	国	七三二……………	四八の六の二
◎ 国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規 制等に関する法律の一部を改正する法律の施行について……………	平一六	刑	国	二〇八……………	四八の六の三
◎ 国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規 制等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について……………	平一六	刑	国	四一一……………	四八の六の二
◎ 「刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間 の条約」の発効について……………	平一八	刑	国	三四二……………	四八の六の六
◎ 「刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条 約」の発効について……………	平一九	刑	国	三三三……………	四八の六の三
◎ 「刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間 の条約」の発効について……………	平二〇	刑	国	五一〇……………	四八の六の三
◎ 「刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港 特別行政区との間の協定」の発効について……………	平二一	刑	国	三二八……………	四八の六の六
◎ 「刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協 定」の発効について……………	平二二	刑	国	四一三……………	四八の六の三
◎ 「刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の 条約」の発効について……………	平二三	刑	国	三二二……………	四八の六の三
◎ 難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令そ の他関係法律の整備に関する法律について……………	昭五六	刑	総	一〇五……………	四八の七
◎ 改正後の出入国管理及び難民認定法に規定する難民の認定 等の事務に関する協力方について……………	昭五六	管	総	八八六……………	四八の二
				一五二九……………	四八の二

一五 そ の 他……………

◎ 精神衛生法の一部改正について……………	昭二九	刑	事	二六〇七……………	四九
◎ 精神衛生法等の一部を改正する法律の施行について……………	昭六三	刑	青	二〇……………	四三
◎ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における大都市 の特例の施行について……………	平八	刑	制	三……………	四八の七
◎ 心身喪失の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観 察等に関する法律の施行について……………	平一七	刑	制	二〇……………	四八の二

◎心神喪失等の処遇事件に係る審判手続等に関する規程の運用について	平一七	刑	総	八九三……四四の三
◎更生緊急保護に関する取扱について	平二〇	保	観	四四三……四四
◎勾留の停止を受けた者に対する更生緊急保護法の適用について	昭二六	中	委	五八……四元
◎被疑者補償規程の運用について	昭三二	刑	事	六四〇八……四〇
◎被疑者補償規程の一部を改正する訓令について	昭三九	刑	事	三〇三……四六
◎被疑者補償規程の一部を改正する訓令の施行について	昭五〇	刑	総	六七五……四六の二
◎証人等の被害についての給付に関する法律の施行について	平四	刑	事	五五八……四六の五
◎証人等の被害についての給付に関する法律の運用について	昭三三	刑	事	一二三九……四七
◎証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律等について	昭三五	刑	総	九三三……四六
◎証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律等の施行について	昭五二	刑	総	三八五……四六
◎証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律等の施行について	昭五七	刑	総	七八九……四六の三
◎証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律等の施行について	昭六〇	刑	総	四四〇……四六の五
◎証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律等の施行について	平八	刑	総	一〇五八……四六の六
◎道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式について	昭四三	刑	事	三九七……四六の二
◎交通反則通告制度の実施に伴う道路交通法等違反事件の処理について	昭四三	刑	事	四〇〇……四六の二
◎沖縄県の地域における道路交通法等違反事件の処理について	昭五三	刑	総	四九〇……四六の三
◎警察庁における捜査手配及び処罰手配について	昭四四	刑	事	六五六……四六の七
◎昭和四十四年九月八日付け法務省刑事(総)第六五六号通達「警察庁における捜査手配及び処罰手配について」に基づく取扱について	昭五六	刑	総	八五一……四六の六
◎自由刑とん刑者等を警察庁の電子計算組織に手配登録する取扱について	平一八	刑	総	八〇二……四六の四
◎出入国管理及び難民認定法第二十五条の二の規定に基づく外国人の出国確認の留保に関する通知等の取扱について	平一五	刑	総	一三三三……四六

◎外国人の出国確認の留保に関する通知等取扱要領の運用について	平一五	刑 総	一三五…… 突六の八
◎外国人の出国確認の留保に関する関係機関の取扱要領について	平一五	刑 総	一四二八…… 突六の九
◎出入国管理及び難民認定法第二十五条の二の規定に基づく外国人の出国確認の留保に関する通知等の取扱いについて	昭五六	管 在	二八四…… 突六の九 五三二九…… 突六の三
◎改正後の臓器の移植に関する法律第六条第二項に規定する「脳死した者の身体」に対して行う検視その他の犯罪捜査に関する手続等について	平一二	警察庁（丁捜一） 丁国際	二四〇 六八…… 突六の七
◎被害者等通知制度実施要領について	平一一	最高検刑	一七二…… 突六の七
◎被害者等通知制度実施要領の運用について	平一一	刑 総	一六三…… 突六の元
◎被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知について	平一九	刑 総	一六四…… 突六の三
◎被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知の運用について	平一九	刑 総	一五七六…… 突六の七
◎被害者等に対する受刑者の送移出送に関する通知の留意事項について	平一五	刑 総	一五七七…… 突六の四の一
◎被害者等の保護を図るための受刑者の釈放等に関する情報の取扱いについて	平一三	刑 総	七二一…… 突六の四の二
◎被害者等の保護を図るための受刑者の釈放等に関する情報の取扱いの運用について	平一三	刑 総	九四〇…… 突六の突
◎性犯罪に係る刑事事件記録に記載された被害者の名普及プライバシーの保護について	平二四	刑 総	九四一…… 突六の突
◎医師法第四条第三号及び歯科医師法第四条第三号該当者に係る情報の提供について	平一六	刑 総	三六六…… 突六の元 一五六…… 突六の元

第三 執行関係事務

一 運用一般……………四七

●執行事務規程について……………	昭三七	刑	事	七一七……………	冥七
●執行事務規程の一部を改正する訓令について……………	昭三八	刑	事	一〇〇七……………	冥六
●執行事務規程の一部を改正する訓令について……………	昭四〇	刑	事	二三三……………	冥六
●事件、執行、証拠品、徴収各事務規程の一部を改正する訓令について……………	昭四一	刑	事	四六四……………	冥六の二
●事件、証拠品、執行、徴収各事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	昭四四	刑	事	二一七……………	冥六の二
●事件、執行各事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	昭四五	刑	事	二一八……………	冥六の四
●事件事務規程、証拠品事務規程、執行事務規程および徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	昭四七	刑	事	六二七……………	冥六の四
●事件事務規程及び執行事務規程の一部を改正する訓令の運用について(依命通達)……………	昭四八	刑	総	七一六……………	冥六の五
●事件事務規程、証拠品事務規程、執行事務規程、徴収事務規程及び犯歴事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	昭五一	刑	総	六八二……………	冥六の六
●事件事務規程、証拠品事務規程、執行事務規程、徴収事務規程及び刑事関係報告規程の一部を改正する訓令について……………	昭五八	刑	総	八一……………	冥六の七
●執行事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	昭六〇	刑	総	九四一……………	冥六の八
●事件事務規程、執行事務規程及び記録事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	平二	刑	総	二九二……………	冥六の二〇
●執行事務規程の改正について……………	平六	刑	総	二二九……………	冥六の二
●クライアント・サーバ方式による検務電算システム等の運用開始に伴う検務関係事務規程に基づく特別取扱いの廃止等について……………	平一二	刑	総	四三四……………	冥六の三
●検察総合情報管理システムの運用開始について……………	平一八	刑	総	一六七二……………	冥六の三の二
●事件事務規程、執行事務規程、証拠品事務規程、徴収事務規程、犯歴事務規程及び刑事関係報告規程の一部を改正する訓令について……………	平一二	刑	総	一二四三……………	冥六の四
●執行事務規程、証拠品事務規程及び徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	平一三	刑	総	四二八……………	冥六の六
●執行事務規程、証拠品事務規程及び徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	平一三	刑	総	一四一三……………	冥六の七

◎自由刑の執行猶予の言渡しを受けた者のうち刑法第二五条の二第一項の規定により保護観察に付された者の処遇上の参考事項について	平二〇	刑 総	八二二……四六の六
◎犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について	平二〇	保 観	三二五……四六の三
◎犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務のうち保護観察に係る事務の運用における留意事項について	平二〇	保 観	三二九……四六の七
◎証拠品及び執行事務規程の運用について	昭二八	刑 事	三五七三一……四六
◎執行事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭三四	刑 事	一七八〇二……四六
◎係検事に関する規程、執行事務規程、証拠品事務規程、徴収事務規程及び処分諸訓規程の各一部改正について	昭三五	刑 事	八三三……四六
◎執行事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭三六	刑 務	一五六……四六
◎代用監獄としての留置場の運用について	昭二六	検 務	三九五六……四六
◎収容事務の適正化について	昭三二	国警捜査甲	一一四……四六
◎人身保護法の施行と拘禁者の身柄の取扱について	昭二三	矯正正甲 矯正総甲	三八七……四六 一二〇六……四六
二 裁判の確定			
◎上訴権ヲ抛棄シタル場合ノ判決確定力ニ関スル件	大一二	刑 事	一〇三四一……四六
◎判決確定日に関する疑義について	昭三〇	六・二八電(刑事局長回答)	六一一……四六
◎刑事訴訟法第三八五条による控訴棄却決定のあつた場合における裁判の確定日及び法定通算について	昭四〇	刑 事	六六九……四七
◎上告棄却決定に対する異議の申立について	昭三〇	刑 事	四七七八……四九
◎上告棄却決定に対し異議申立てのあつた場合の裁判の確定日について	昭四〇	刑 事	二二九……四九
◎事件受理申立てに対し所定期間内に受理決定がなかつた場合の原判決確定の日について	昭四三	刑 事	七六六……四九の二

三 裁判のは握	四〇〇
---------	-----

四 死 刑	四〇〇
-------	-----

◎死刑確定者に関する報告について	昭二八	刑 事	二四四九
◎死刑確定者について再審請求があつた場合の報告について	昭二八	刑 正 事	九五〇
◎死刑執行場取締ノ件	昭三二	刑 事	一五八五
◎死刑確定者の移送について	明四一	民 刑 秘	一三四
◎再審開始の決定が確定した死刑確定者の移送について	平 八	刑 秘	五九一
	平 八	矯 保 秘	一五六
	昭五六	矯 保 秘	三一
	昭五六	矯 保 秘	一八四

五 刑の執行指揮	四〇二
----------	-----

(一) 執行指揮一般	四〇二
------------	-----

◎刑の執行指揮の迅速化について	昭二三	検 務	二九七一
◎判決官渡ノ刑期ト判決書記載ノ刑期ト齟齬シタル場合ニ於ケル刑執行ノ件	大二三	刑 事	一二六七
◎判決書記載の刑期と執行指揮された刑期が齟齬している場合の刑の執行について	昭三二	矯 正 丙	一九三七
◎少年を成人と誤認して言い渡した刑の執行について	昭三〇	刑 事	二六〇三七
◎刑ノ執行指揮書宛名ニ関スル件	昭五	行 事 甲	四九三

◎ 刑執行指揮書の宛名について……………

昭三〇

矯正
正
丙

二三四四……………五八

◎ 刑期の起算日について……………

昭三四

矯正
正
甲

二五四二……………五八

◎ 未決勾留日数の通算等について……………

昭二四

矯正
正
甲

一〇七四……………五八

◎ 未決通算が冒渡し刑を超過する場合の釈放の時期並に勾留
状の効力併進する場合の通算について……………

昭二六

矯正
保
甲

一八四一五……………五八

◎ 他人の氏名等を詐称して実刑の冒渡しを受けたことにより、
取消された被詐称者の執行猶予刑の取扱について……………

昭三六

刑
事

一一六……………五八

◎ 鑑定留置中に懲役刑執行の可否について……………

昭三五

刑
事

三三九……………五八

◎ 刑執行猶予取消シタル場合ニ於ケル刑執行方ノ件……………

昭三五

矯正
正
甲

九〇六……………五八

◎ 刑執行猶予の官渡取消決定の理由中援用した刑期に誤記あ
る場合の刑執行指揮について……………

昭四三

民
刑
甲

八八三……………五八

◎ 執行猶予の官渡取消決定の理由中援用した刑期に誤記あ
る場合の刑執行指揮について……………

昭三〇

刑
事

二七六七……………五八

(二) 執行準備……………

五七

(三) 執行指揮書等……………

五九

◎ 執行指揮書前科欄記載方ノ件……………

明四一

民
刑
甲

二〇〇……………五九

◎ 少年法第四八条により刑事被告人を少年保護鑑別所に拘禁
中刑確定の場合の取扱について……………

昭二五

矯正
保
甲

九六六……………五九

◎ 裁判書等ノ滅失シタル場合ニ於ケル刑ノ執行指揮ニ関スル件……………

昭二〇

刑
事

九七四三……………五九

◎ 裁判確定したる場合における裁判書謄本又は抄本の送付及び
勾留更新決定の送達について……………

昭二三

矯正
刑
事

七〇七二……………五九

(四) 併合罪と執行……………

五九

◎ 併合罪の解釈及びその刑の執行指揮の疑義について……………

昭三四

刑
事

二四九一二……………五九

◎ 併合罪の關係ある数個の刑の執行指揮に関する疑義について……………

昭二四

刑
務

三七二三九……………五九

◎ 併合罪ニ対スル刑執行ニ関スル件……………

大五

刑
務

一二五四……………五九

◎少年受刑者に対する併合罪の關係にある余罪の刑執行指揮 に關する疑義について	昭四一	刑事(青)	四七九	五七〇の二
◎刑期計算に關する件	昭二三	矯正總丙	五〇五五	五九

(五) 嘱 託				五〇
---------	-------	-------	-------	----

(六) そ の 他				五三
-----------	-------	-------	-------	----

◎刑法第五二条に依る分離決定の執行について	昭二七	矯正正甲	三九	五三
◎觀護措置決定と懲役刑の競合について	昭二七	矯正保甲	一四六の二	五三

六 未 決 通 算				五七
-----------	-------	-------	-------	----

(一) 通 算 一 般				五七
-------------	-------	-------	-------	----

◎無期懲役受刑者ニ對スル未決勾留日数通算ニ關スル件	昭一一	刑事	一三二五八	五七
◎未決勾留日数通算ニ關スル件	大一一	行 甲	九一三	五八
◎未決勾留の法定通算について	昭二四	檢 務	八八一三	五〇
◎未決勾留日数の法定通算について	昭二四	矯正總甲	四二二	五一
◎上訴申立書ヲ監獄ノ長又ハ其ノ代理者ニ差出タル場合ニ於 ケル通算日数ノ起算点ニ關スル件	大一一	刑 甲	二七三八	五三
◎判決確定日に関する疑義について	昭三〇	六、二八電	六一一	五三
◎勾留被告人に對する刑執行猶予官渡(又は罰金刑官渡)の 場合に於ける法定未決勾留通算の可否について	昭二五	檢 務	七一五	五三
◎法定未決勾留日数の罰金刑通算について	昭四七	刑事總	五三〇	五四
◎未決勾留日数の法定通算について	昭二六	矯正保甲	三七六	五四の三
◎未決勾留通算ニ關スル件	大一一	行 甲	三六六	五五

◎法定未決勾留日数の通算について……………	昭三〇	矯正	甲	六六六……………	五七
◎未決勾留日数通算方ノ件……………	昭 八	行	丙	二三八四ノ二……………	五九
◎未決勾留日数の法定通算について……………	昭三一	矯正	甲	五七〇……………	五〇
◎法定未決勾留の通算方疑義について……………	昭二四	検	務	一〇二四七……………	五二
◎法定未決勾留通算について……………	昭二六	検	務	三〇三二八……………	五三
◎新刑事訴訟法（未決勾留日数の法定通算）に関する疑義について……………	昭二四	検	務	一三二九六……………	五三
◎新刑事訴訟法（未決勾留日数の法定通算）に関する疑義について……………	昭二四	検	務	一五八四五……………	五四
◎刑事訴訟法第三八五条による控訴棄却決定のあつた場合に おける裁判の確定日及び法定通算について……………	昭四〇	刑	事	六六九……………	五五
◎勾留中の被告人に対する刑事訴訟法第四一五条の判決訂正 申立期間を法定通算すべきや否やの疑義について……………	昭二七	刑	事	二五八〇五……………	五七
◎未決勾留日数の法定通算について……………	昭三〇	刑	事	一七五七二……………	五八
◎法定通算せられる未決勾留日数の追加について……………	昭三〇	矯正	甲	一〇九四……………	五八
◎未決勾留日数の裁定通算について……………	昭三四	矯正	甲	六四……………	五九
◎未決勾留日数の通算について……………	昭三七	矯正	甲	六九九……………	五九
◎裁定未決勾留日数算入について……………	昭三七	矯正	甲	六六三……………	五九
◎裁定未決勾留日数算入について……………	昭五三	矯正	甲	八二一……………	五九
◎裁定未決勾留日数の算入について……………	昭五三	矯正	甲	二五四九……………	五九
◎未決勾留日数の法定通算について……………	昭三六	矯正	甲	一〇六五……………	五九
◎未決勾留日数の法定通算について……………	昭三八	矯正	甲	九八六……………	五九
◎未決勾留日数の裁定通算について……………	昭三六	矯正	甲	七七〇……………	五九
◎未決勾留日数の裁定通算について……………	昭三六	矯正	甲	二二六一の二……………	五九
◎未決勾留日数の裁定通算について……………	昭三六	矯正	甲	六四七……………	五九
◎未決勾留日数の裁定通算について……………	昭三六	矯正	甲	六二九……………	五九

◎裁定未決勾留日数の算入について……………	昭四七	矯保	一九九……………	六四
(二) 全部算入……………六四の五				
◎未決勾留日数全部ヲ本刑ニ算入ノ場合算定方ノ件……………	大五	刑甲	二一一……………	六四の五
◎裁定通算の対象となる未決勾留日数について……………	昭二六	矯保甲	一五一……………	六四の五
◎未決勾留日数の裁定通算について……………	昭三二	矯正甲	一〇〇……………	六五
◎未決勾留日数の算入について……………	昭三九	矯正甲	一六三……………	六八
	昭三九	矯正甲	一九三……………	六八
(三) 勾留日数がない場合の通算……………六〇				
◎第一の罪につき受刑中他事件につき勾留状の発布なく審理し裁定通算の言渡があつた場合の取扱について……………	昭二六	矯保甲	三七五……………	六〇
◎未決勾留日数通算ニ関スル件……………	大一五	行丙	一三四……………	六一
◎未決勾留日数を超えた裁定通算の言渡があつた場合の取扱について……………	昭三三	刑事	二〇〇八五……………	六三
◎裁定算入の対象となる未決勾留日数を超過する裁定算入の裁判が確定し法定通算の対象となる未決勾留日数がある場合の取扱について……………	昭三四	矯正甲	一六四……………	六三
◎未決勾留日数の算入について……………	昭二八	刑事	二四一二……………	六三
◎併合審理中の被告事件の内、勾留状を発布されている事案については無罪、勾留状の発布なき事案に対して有罪未決勾留日数通算の判決があり、これが確定した場合の取扱について……………	昭二八	矯保甲	一〇二……………	六六
◎併合審理中の被告事件に於いて未決勾留日数の裁定通算が勾留状の発布なき本刑に算入された場合の取扱について……………	昭三二	矯正甲	九五六……………	六七
(四) 併合審理に関する通算……………				六二〇

◎未決勾留日数の法定通算について	昭三二	刑 事	一八七七三	六〇
◎未決勾留日数の法定通算について	昭三一	刑 事	九一四	六三
◎未決勾留日数の法定通算に関する疑義について	昭四〇	刑 事	一八七七五	六六
◎未決勾留日数の法定通算について	昭三二	刑 事	一〇七〇	六八
◎未決勾留日数の法定通算について	昭三二	矯 正 甲	五〇	六三
◎未決勾留日数の法定通算について	昭三四	矯 正 甲		六三

(五) 重 複 算 入

◎未決勾留日数の裁定通算及び勾留期間の計算について	昭三四	刑 事	一七七三九	六〇
◎第一の罪につき受刑中第二の罪につき刑の官渡を受けた場合の未決勾留日数算入について	昭二四	検 務	二三五二一	六三
◎第一の罪につき受刑中第二の罪につき刑の官渡を受けた場合の未決勾留日数算入について	昭二四	検 務	二六五九五	六三
◎第一の罪につき受刑中第二の罪につき刑の官渡を受けた場合の未決勾留日数算入について	昭二四	矯 保 甲	七八六	六四
◎勾留中労役場留置せられたるとき勾留中の事件の法定通算について	昭二六	矯 保 甲	一一五	六四
◎勾留中労役場留置せられたときの裁定未決勾留日数の算入について	昭三二	矯 正 甲	二一七	六二
◎裁定未決勾留日数の通算について	昭三七	矯 正 甲	五八九	六三
	昭三七	矯 正 甲	五四一	六三

(六) 裁定算入・法定通算の競合

◎未決勾留日数の法定通算と裁定通算とが重複する場合に於ける刑期計算方について	昭二五	矯 保 丙	二三五一	六七
◎通算日数の算定について	昭二八	矯 保 甲	二七四	六八

(四) その他

◎未決勾留日数の法定通算について	昭三三	矯正	甲	九〇三	三
◎未決勾留日数通算に関する件	昭二二	行	甲	一〇九七	三
◎併合罪につき二〇年を超えるよう執行指揮した場合の未決勾留日数の算入について	昭三二	矯正	甲	二二六九の二	三
◎未決勾留日数の裁定通算について	昭三四	矯正	甲	五五	三
◎検察官に対する刑の執行通報について	昭三三	刑	事	二〇一三	三
◎未決勾留違法算入又は違法執行猶予の判決官渡しを防止するため、裁判所に対する通知等の励行について	平三	矯正	甲	一〇六六	三
		最高検検		一六三二	三

七 刑期計算

◎刑ノ執行停止逃走仮釈放等刑ノ停止後再執行ノ場合刑期計算方ノ件	明四三	民刑	甲	八八	三
◎刑ノ執行停止逃走仮釈放等刑ノ停止後再執行ノ場合刑期計算ニ関スル設例	明四三	民刑	甲	八八	三
◎刑の執行停止による出監後取消しにより即日復監した場合の刑期計算について	昭四二	刑	事	六四	三
◎暦法ニ従ヒ刑期計算方ノ件	明四二	民刑	甲	一三〇	三
◎一刑ヲ数回ニ分割シテ執行スル場合刑期計算方ノ件	大二三	行	秘	二九四	三
◎刑期計算方ノ件	昭二	行	甲	七二五	三
◎刑期計算ニ関スル件	大五	行	甲	六七四	三
◎刑期計算ニ関スル件通牒	大五	行	丙	八九八	三

◎ 刑期計算方ニ関スル件……………	昭二二	行	五八七……………	六八
◎ 刑期計算の疑義について……………	昭二七	矯保	一一七……………	六九
◎ 月ト日ニ跨ル刑期計算方ノ件……………	昭二	行	二六三……………	六九
◎ 刑期計算の疑義について……………	昭三二	矯正	七三六……………	七〇
◎ 法定未決勾留日数の算入について……………	昭三四	矯正	七〇七……………	七二
◎ 刑務所ニ在ル被告人上訴抛棄又ハ取下ニヨリ裁判確定シタル場合ニ於ケル刑期計算方ノ件……………	昭三四	矯正	二五六……………	七二
◎ 上訴抛棄又ハ取下ニヨリ裁判確定シタル場合刑期計算方ノ件……………	昭二二	刑	六五〇……………	七三
◎ 刑期起算日に関する件……………	昭二二	刑	一〇五五……………	七四
◎ 保釈中他ノ事件ニ付勾留シタル場合刑期計算方ノ件……………	昭二二	行	一〇〇〇……………	七五
◎ 収監指揮により収容したる者の刑期起算日について……………	昭二五	行	四六……………	七五
◎ 恩赦ヲ受ケタル者ニ係ル別個ノ刑起算方ノ件……………	大元	矯保	一三一……………	七六
◎ 恩赦ニ浴シタル者ノ刑期計算方ニ関スル件……………	大元	刑	九三……………	七六
◎ 死刑ノ判決確定後減刑ニ浴シタル者ノ刑期ノ起算点ニ関スル件……………	大二三	刑	二六……………	七六
◎ 仮釈放取消の場合に於ける残刑執行の起算日に関する件……………	昭二二	行	一五〇……………	七六
◎ 仮釈放取消の場合における残刑執行の起算日について……………	昭三一	矯正	五六四……………	七六
◎ 逃走受刑者ノ残刑執行方ノ件……………	昭三一	民刑	八九五……………	七六
◎ 逃走者ノ刑期計算方ニ関スル件……………	昭二	行	四五……………	七六
◎ 逃走者ノ残刑期起算ニ関スル件……………	昭二	行	七〇七……………	七六
◎ 逃走者の残刑期起算について……………	昭二四	矯正	一一七……………	七六
◎ 逃走前科に関する件……………	昭二三	矯正	四四……………	七六
◎ 逃走復監後の再執行の場合の刑期計算に関する件……………	昭二四	矯正	九七六……………	七六
		矯正	一二五八……………	七六

◎逃走復監後の再執行の場合の刑期計算について……………	昭四〇	刑事	一〇八……………	六六
◎逃走後即日復監した場合の刑期計算について……………	昭四〇	矯正正	三七八五の二……………	六六
◎二個以上ノ自由刑ノ一タル無期刑カ恩赦減刑ノ場合他ノ有期刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ了シタルモノハ無期刑ヲ減刑シタル計ニ計上スル件……………	昭四五	矯正正	八七八……………	六七の二
◎無期刑確定前他刑ノ一部執行シタルニ無期刑カ再度ノ減刑ニ依リ有期刑ニ変更シタル場合刑期計算方ノ件……………	大五	刑甲	四〇六……………	六八
◎逃走ノ日及仮釈放執行ニ因ル釈放ノ当日ハ刑期ニ算入セサル件……………	大六	刑乙	一七三六……………	六八
◎刑執行停止中又ハ仮釈放中減刑セラルル場合執行済期間計算方ノ件……………	明四三	民刑甲	七八……………	六九
◎刑執行停止者ノ執行済日数ニ関スル件……………	大五	刑甲	一五五……………	六九
◎刑ノ執行停止、逃走等刑ノ再執行ノ場合ニ於ケル刑期三分ノ一算出方ニ関スル件……………	大五	行甲	一四二四……………	六九
◎併合罪ノ刑期計算ニ関スル件……………	大五	監丙	一四七六……………	六九
◎犯罪者予防更生法第四五條第九項の解釈について……………	大二〇	行丙	一〇七九……………	六九
◎犯罪者予防更生法第四五條の規定による留置日数の刑期算入について……………	昭二六	中委	九三三……………	六九
◎引致状により引致された者の留置期間について……………	昭三〇	矯正正	一一〇八……………	六九
◎引致状により引致された者の留置期間について……………	昭二八	矯正正	七四四……………	六九
◎仮釈放期間満了日の算出並に残刑の執行順序等について……………	昭三四	保護	三一九……………	六九
◎仮釈放期間満了日の算出方について……………	昭二六	中委	一三五……………	六九
◎自由刑と労役場留置について同時に仮出獄及び仮出場させた場合の仮出獄期間の起算日について……………	昭二四	中委	一六七……………	六九
◎労役場留置ヲ執行シタル場合仮釈放期間計算方ノ件……………	昭三五	刑事	一〇六六……………	六九
◎少年法第五九條の解釈について……………	昭三五	保護	六〇四……………	六九
◎犯罪者予防更生法第四八條の適用をうけ釈放する場合の時期について……………	大五	監丙	一〇八六……………	七二
	昭二八	保護	一〇六二……………	七二
	昭三三	矯正正	八七〇……………	七三

◎仮出獄中再犯確定し入所したが、仮出獄取消とならないで現に執行中の刑につき、仮出獄した場合、仮出獄期間の進行について	昭三五	保	護	三二〇	七〇
◎仮出獄期間の進行について	昭三五	保	護	七三	七〇
◎保護観察停止を解かれた者の保護観察期間終了日の計算方について	昭二九	保	護	一四一	七〇
◎保護観察の停止を解かれた者の刑終了日について	昭三一	保	護	八九二	七〇
◎変更刑期が執行済期間よりも少くなる場合の刑期計算上の疑義について伺	昭二七	中	委	五四二	七〇
◎刑法第二十八条および少年法第五十八条第三号に規定する刑期の三分の一の期間の算出方法に関する矯正局長・保護局長通達の参考送付について	昭四七	刑	事	四三八	七〇の二
八 保釈保証金の没取請求等	昭三一	刑	事	一〇七一五	七二
◎被告人が逃亡した場合における保釈取消決定又は保釈保証金の没取決定の効力について	昭三一	刑	事	一八四	七三
◎保釈保証金の取扱について	昭三〇	刑	事	五九〇	七三
◎保釈保証金の還付について	昭二八	刑	事	九二七	七三
◎保釈保証金の還付について	昭四四	刑	事	七二七	七三
九 刑の時効等	昭三二	八、一四電	(刑事局長回答)	七九	七八
◎一部大赦により刑の分離決定があつた場合における刑の時効について	昭三二	矯	正	八三一	七三
◎時効の完成について	昭二九	刑	事	二〇一九六	七三
◎通刑者に対する未執行第二刑の時効起算日について	昭三〇	刑	事	二〇一九六	七三

◎二刑を有する受刑者が刑の執行順序変更後逃走した場合後続する刑の時効について	昭三五	刑 事	三三	七五
◎刑の時効について	昭三一	矯 正 甲	二八	七五
◎二審判決に対する上告申立後公訴時効完成したにかかわらず上告棄却決定があつた場合の刑の執行及び訴訟費用の取立について	昭二九	二、二九電	七二	七六
		刑 事	三二八六三	七三

一〇 刑の執行順序変更及び執行停止

◎自由刑の執行停止について	昭二八	刑 事	一二五五〇	七五
◎刑執行停止後の取扱いについて	昭四二	刑 事	九三一	七六
◎刑事訴訟法第四七四条の解釈について	昭三四	刑 事	三五一九	七〇
◎懲役刑と労務場留置執行について	昭三四	刑 事	四七一五	七三
◎刑の執行順序変更指揮検察官について	昭三四	刑 事	二二九一五	七三
◎刑執行順序変更指揮について	昭二五	六、九電	(検務局長回答)	七五
◎刑の執行順序について	昭三一	矯 正 甲	一六	七六
◎刑の執行順序変更をした場合における執行停止釈放について	昭二九	矯 正 甲	一二〇九の二	七六
◎刑の執行順序変更指揮書について	昭二九	矯 正 甲	六二九	七七
◎主刑と換刑の執行順序について	昭二九	矯 正 丙	三一八	七八

一一 刑の分離決定

◎辯和恩赦関係質疑(刑の分離決定)	昭二七	四、一九電	五五二	七九
-------------------	-----	-------	-----	----

◎所在不明の者に対する刑の分離決定の請求について……………	昭二七	検 務	一二七三九……………	三〇
◎隣和恩赦関係質疑(刑の分離決定)……………	昭二七	五、一〇電	六四一……………	三〇
◎刑訴第三五〇条にいわゆる「その犯罪事実について最終の判決をした裁判所」について……………	昭二六	一二、二五電 (検務局長回答)……………	……………	三〇
◎併合罪中大赦を受けない罪の刑を定める手続について……………	昭二七	懲刑事務局第二課内簡回答……………	……………	三二
◎刑法第五二条に依る分離決定の執行について……………	昭二七	矯正甲	三九……………	三三

一二 刑執行猶予取消し……………

◎いわゆる余罪に対する再度の執行猶予について……………	昭三一	刑 事	一二六〇六……………	三三
◎刑法第二六条ノ二第二号の解釈運用上の疑義について……………	昭三〇	刑 事	二八三六九……………	三三
◎刑の執行猶予取消について……………	昭二五	矯 保 甲	一八一……………	三三
◎刑の執行猶予の取消について……………	昭二六	矯 保 甲	四五八……………	三三
◎刑法第二六条第三号による刑執行猶予の官渡の取消について……………	昭四四	最高検刑	四四〇……………	三六
◎刑の執行猶予取消決定の効力について……………	昭二七	検 務	八二三九……………	三六
◎執行猶予取消決定の執行に関する件について……………	昭三〇	七、二二電	六九……………	三六
◎刑執行猶予の官渡取消決定の執行力の疑義について……………	昭三九	刑 事	二二三……………	三七
◎刑の執行猶予取消決定の執行力について……………	昭四五	刑 事	一〇〇一……………	三七
◎刑法第二六条第一号の「禁錮以上ノ刑ニ処セラレ」の意義について……………	昭五四	刑 総	四三七……………	三〇の二
◎保護観察官が刑事訴訟法第三四九条の二第四項の規定により口頭弁論において意見を述べる場合の着席場所について……………	昭二九	刑 事	二八九三九……………	三七
◎留置中の者に対する刑の執行猶予取消決定がなされた場合の引致状の効力について……………	昭四〇	矯正甲	一二一四……………	三七
◎執行猶予者保護観察法第十一条に基づく留置期間等について……………	昭四三	刑 事	八五五……………	三七の二

◎ 刑の執行猶予の言い渡しを受けて保護観察に付されている者がその期間内に更に罪を犯した場合の取り扱いについて	昭四八	刑保	六二五	七四の五
◎ 執行猶予者保護観察法第九条の検査官への申出をしなかつた場合の留置日数等の通知について	昭四八	刑保	三四〇	七四の五
	昭四四	刑保	四七一	七四の六

一三 仮 釈 放

(一) 仮 釈 放 一 般

◎ 仮出獄期間中再犯確定しその執行を受けている者の刑期の進行について	昭二八	保	一四〇八	七五
◎ 「仮出獄取締細則」の疑義について	昭二六	保	二七四八五	七六
◎ 仮出獄中に刑の時効が完成した者の通知について	昭六〇	刑	三一	七七
◎ 仮釈放中に刑の時効が完成した者の通知について	平二〇	刑	八四七	七九
◎ 無期刑受刑者に係る仮釈放審理に関する事務の運用等について	平二一	刑	四三七	六〇

(二) 許 可

◎ 仮釈放・保護観察等事件事務規程の施行について	昭四九	刑	三五六	七六
◎ 刑務支所長の仮釈放上申について	昭二七	保	三九七	七七
◎ 警察官署附属ノ留置場ニ在ル受刑者又ハ勞役場留置者ノ仮釈放又ハ仮出獄具申ノ件	大 二	監	四一〇	七八
◎ 併合罪ニ対スル二個以上ノ有期刑執行ニ付刑法第五一条但書未段ノ規定ヲ適用スヘキ場合ノ仮出獄ニ関スル件	大 五	刑	八一	七八
◎ 仮出獄の条件たる期間について	昭三一	保	七八八	七八
◎ 少年法令引上以前に二〇才未満を成人として処分された者に対し、少年法第五八条、五九条の適用の可否の件	昭三四	保	四一四	八三
◎ 刑ノ執行停止中ノ者ノ仮釈放具申ニ関スル件	明四三	監	五三	八四

◎ 刑執行停止中ノ者ニ対スル仮釈放上申ノ件	大二〇	監	丙	一二二	八〇
◎ 二個以上ノ自由刑執行中ノ者ニ対スル仮釈放ノ件	昭二三	行	甲	三	八五
◎ 罰金併科ある者の仮釈放上申に関する件	昭二一	行	秘	四六三	八七
◎ 仮釈放許可決定の効力と仮釈放の執行委嘱について	昭二八	保	護	四四二	八七
◎ 電信による仮釈放の執行について	昭三二	矯正	甲	九九六	八九
(三) 取 消					
◎ 保釈中の者に対する仮出獄の取消について	昭三一	刑	事	一二一三八	八〇
◎ 仮出獄の取消手続について	昭三一	保	護	四六二	八〇
◎ 刑法第二九条第一項第三号に該当する仮釈放の取消について	昭二四	成	矯	一六二	八二
◎ 仮釈放取消ニ関スル件	大五一	行	丙	九二	八三
◎ 罰金を完納できないために引続き労役場留置を受けている 仮出獄者に対して労役場内における紀律違反を理由とし て仮出獄を取り消すことについて	昭二九	保	護	八四九	八四
◎ 仮出獄取消決定の効力について	昭二五	矯	保	五一	八七
◎ 仮釈放取消決定の効力について	昭二七	中	更	一〇	八七
◎ 電信による仮釈放取消の効力について	昭三二	矯正	正	六七二	八七
◎ 仮出獄取消決定の効力について	昭三六	矯正	正	二〇八	八九
◎ 刑務支所又は拘置支所の被収容者等及び少年院の分院在院 者に対し仮釈放等を許す旨の決定等を行った場合の告知 並びに施設の長に対する通知について	昭三六	矯正	正	一八	八〇
◎ 留置施設に収容中の者に対する仮釈放の取消し等の決定の 告知方法に関する留意事項について	平二〇	保	護	一一	八〇
◎ 代用監獄に勾留中の者に対する仮出獄取消決定の効力について	昭三四	刑	総	四二三	八三
◎ 仮出獄の取消決定を受けた被疑者に対する残刑の執行について	昭四四	保	護	八四五	八三の二
		保護	観	六〇八	八四
		保護	観	三八八	八三の二

◎仮釈放取消決定の効力について……………	昭二七	矯保甲	四一五……………	八三
◎仮釈放の取消による残刑の執行について……………	昭二四	検務	一五三八五……………	八三
	昭二四	成矯甲	九一……………	八三

一四 保護観察……………	八四
--------------	----

◎犯罪者予防更生法第四十五条に基く収容並びに釈放様式について……………	昭二五	矯保甲	三三八……………	八四
◎留置施設の変更に……………	昭三二	保	一一三七……………	八六
◎引致状の執行と搜索権について……………	昭二七	中	四六七……………	八六
◎仮出獄後引続き労務場留置の執行を受ける者に対する保護観察の実施について……………	昭二四	中	二四四……………	八六
◎中委二四四号通牒について……………	昭二五	中	三〇……………	八六
◎競合する処分について……………	昭三三	矯正甲	九〇〇……………	八六

一五 補導処分……………	八七
--------------	----

◎補導処分に付する裁判の執行に関する事務処理等について……………	昭五八	刑	三三……………	八七
◎補導処分に付する裁判の執行及び補導処分に付せられた者を収容する場合の出入院事務について……………	昭三三	矯正甲	三四七七……………	八六
◎刑の執行終了等の場合における検察官及び市区町村長に対する通報について……………	昭四九	刑	三三六……………	八六
◎婦人補導院法第一六条第一項の運用について……………	昭三三	矯正甲	三五九……………	八三
	昭三三	刑	八二八五……………	八三
	昭三三	矯正甲	三二八……………	八三

◎補導処分執行期間計算に関する設例集の送付について……………	昭三三	矯正	甲	三三八……………	六六
◎補導処分の期間に算入する日数について……………	昭三三	矯正	甲	一〇六二……………	六九
◎補導処分執行中収監指揮書によつて出院する者の取扱いに ついて……………	昭三七	刑	事	四〇〇……………	六三
◎補導処分執行中の婦女に対する労役場留置の執行に関する 疑義について……………	昭三七	矯正	丙	四四九の二……………	六三
◎補導処分執行中の婦女に対する労役場留置の執行について……………	昭三四	刑	事	五六六……………	六四
◎補導処分の執行事務に関する執行事務月表等の作成について……………	昭三三	矯正	甲	三六二……………	六五
◎身上調査票の様式の改正について……………	昭三五	刑	事	一九三九八……………	六五の二
		刑	事	五七六……………	六五の四

一六 国際受刑者移送法関係…………… 六五の九

◎国際受刑者移送法の施行及び国際受刑者移送法による共助 刑の執行等に関する規程等の運用について……………	平一五	刑	総	六四一……………	六五の九
◎国際受刑者移送法等に基づく受入移送及び送出移送の実施 について……………	平一九	矯正	成	三三三……………	六五の九
◎被害者等に対する受刑者の送移出送に関する通知の留意事 項について……………	平一五	刑	総	七二一……………	六五の三
◎国際受刑者移送法第二五条に定める共助刑の執行の減 、軽又は免除に関する上申事務規程の運用について……………	平一五	保	総	三四八……………	六五の三

一七 その他…………… 六六

檢察例規集（検務事務篇下）通達等目次

件

名

年次

文書

番号

頁

第四 証拠品関係事務

一 運用一般

◎証拠品及び執行事務規程の運用について……………	昭二八	刑	事	三五七三一……………	九六
◎証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	昭三四	刑	事	五四六六……………	九四
◎証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	昭三四	刑	事	一七八〇一……………	九四
◎係検事に関する規程、執行事務規程、証拠品事務規程、徴収事務規程及び処分請訓規程の各一部改正について……………	昭三五	刑	事	八三三……………	九六
◎証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	昭三六	刑	事	一五七……………	九七
◎証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	昭三六	刑	事	一〇九五……………	九六
◎証拠品事務規程の一部を改正する訓令について……………	昭三七	刑	事	七一八……………	一〇三
◎証拠品事務規程の一部を改正する訓令について……………	昭三七	刑	事	七三七……………	一〇四
◎事件、執行、証拠品、徴収各事務規程の一部を改正する訓令について……………	昭四一	刑	事	四六四……………	一〇五
◎証拠品事務規程の一部を改正する訓令について……………	昭四一	刑	事	七四八……………	一〇六
◎証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	昭四二	刑	事	二〇〇……………	一〇七

◎事件、証拠品、執行、徴収各事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭四四	刑	事	二二七……100頁の八
◎証拠品事務規程の一部を改正する訓令について	昭四五	刑	事	七七八……100頁の10
◎事件事務規程、証拠品事務規程、執行事務規程および徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭四七	刑	事	六二七……100頁の10
◎証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭五一	刑	総	一九〇……100頁の三
◎事件事務規程、証拠品事務規程、執行事務規程、徴収事務規程及び犯歴事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭五一	刑	総	六八二……100頁の三
◎証拠品事務規程の一部を改正する訓令について	昭五三	刑	総	七九〇……100頁の三
◎事件事務規程、証拠品事務規程、執行事務規程、徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭五七	刑	総	三四六……100頁の四
◎事件事務規程、証拠品事務規程、執行事務規程、徴収事務規程及び刑事関係報告規程の一部を改正する訓令について	昭五八	刑	総	八一……100頁の五
◎証拠品事務規程及び徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭六〇	刑	総	三〇三……100頁の六
◎証拠品事務規程の改正について	平二	刑	総	二九一……100頁の八
◎証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について	平二	刑	総	六五一……100頁の三
◎証拠品事務規程の一部改正について	平九	刑	総	二五八……100頁の四
◎証拠品事務規程の一部改正等について	平九	刑	総	一二一六……100頁の五
◎証拠品事務規程の一部改正について	平一〇	刑	総	二六六……100頁の三
◎クライアント・サーバ方式による検務電算システム等の運用開始に伴う検務関係事務規程に基づく特別取扱いの廃止等について	平一二	刑	総	四三四……100頁の三
◎検察総合情報管理システムの運用開始について	平一八	刑	総	一六七二……100頁の七
◎事件事務規程、執行事務規程、証拠品事務規程、徴収事務規程、犯歴事務規程及び刑事関係報告規程の一部を改正する訓令について	平一二	刑	総	一二四三……100頁の六

◎ 執行事務規程、証拠品事務規程及び徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について	平一三	刑	総	四二八	100頁の三
◎ 執行事務規程、証拠品事務規程及び徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について	平一三	刑	総	一四一三	100頁の三
◎ 証拠品事務規程の一部を改正する訓令について	平一六	刑	総	六三五	100頁の三
◎ 事件事務規程、証拠品事務規程、徴収事務規程及び犯歴事務規程の運用について	平一八	刑	総	二四〇	100頁の三
◎ 証拠品事務規程及び徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について	平一八	刑	総	一五三六	100頁の三
◎ 証拠品事務規程及び徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について	平一九	刑	総	一三一	100頁の三
◎ 証拠品事務規程の運用について	平二〇	刑	総	一〇七六	100頁の三
◎ 証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について	平二二	刑	総	八四三	100頁の三
◎ 証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について	平二二	刑	総	一三六四	100頁の三
◎ 事件事務規程及び証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について	平二四	刑	総	八六五	100頁の三
◎ 裁判所における押収物等取扱規程の施行について	昭三五	刑	一 事	五八二	100頁
◎ 「押収物等取扱規程の運用について」の一部改正について	昭三五	刑	総	一七六	100頁
◎ 押収物等取扱規程の一部を改正する規程の制定等について	平二二	刑	総	一四四八	101頁
◎ 物品管理法に関する疑義について	平二四	刑	総	九七六	101頁
◎ 刑事領置物と物品管理法との関係について	昭三一	刑	総	二六〇四五	101頁
◎ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う協力要請について	昭三一	刑	総	八九五	101頁
	平二〇	刑	総	五二一	101頁

二 押 収 手 続		101
◎ 差押令状又は捜査令状における押収又は搜索すべき場所又は被疑者の氏名の表示、差押令状又は搜索令状を請求する正当な理由及び差押令状又は搜索令状による処分について	昭二四 検 務	三四七〇一 101
◎ 電信に関する書類の押収について	昭二四 検 務	一七五五六 101
◎ 通信書類の差押、搜索等について	昭二八 法制局一発 務	二二 101

◎通信官署の保管する郵便物等につき、当該官署を搜索することについて	昭三〇	働刑二	五九	一〇九
◎登記申請書及びその附属書類の差押について	昭二五	民事甲	三六九	一〇〇
◎登記申請書及びその附属書類の差押について	昭二五	民事甲	三一七〇	一〇〇
◎登記申請書その他の附属書類の押収について	昭二六	民事甲	二四四一	一〇一
◎刑事訴訟法第九九条第二項の規定による申告書及びその附属書類の提出命令について	昭三一	民事甲	四七五	一〇一
◎自動車登録原簿の持出禁止規定と刑事訴訟法上の差押との関係について	昭三五	法制局一発	五	一〇四
◎刑事訴訟法第一二一条に依る押収物の保管に要した経費の支払義務等についての疑義	昭二五	検務	六七二九	一〇五
◎いわゆる主食取締の際被疑者が放置したと認められる主要食糧の処理について	昭二六	検務	三一九五	一〇六
三 受入・保管				一〇三
(一) 受入				一〇三
◎警察署より事件送致の際換価代金の受入事務手続について	昭二九	刑事	三三二二三	一〇三
◎換価代金の送致方法に関する疑義について	昭二九	一、二、二八電	八三四	一〇六
◎国税犯則取締法第七条第三項の供託金の取扱について	昭二七	検務	二一二	一〇六
◎領置票の記載について	昭三四	刑事局総務課長内簡		一〇一
(二) 保管				一〇三
四 処分一般				一〇五
◎外国通貨売却に係る手数料の取扱について(参考通知)	昭四六	会甲	九二七	一〇九
◎没収等の事由により国庫に帰属した軍票の処分について	昭五七	刑総	九二	一〇九
◎被害者のブライバシーにかかわる証拠品の廃棄について	平一二	刑総	一三九一	一〇九

五 没 収

(一) 没 収 一 般

◎ 領置物の取扱について

昭二八

税 訟 一

五六八・一 (昭二八) 五三

◎ 換価処分に付された外国貨物の代金を還付する場合の税関への通報について (依命通牒)

昭三一

刑 事

一五七五一 (昭三一) 五三

◎ 国が第一種の物品を競売した場合における物品税法第五条第六項の適用について

昭四一

刑 事

八〇六 (昭四一) 五三

◎ 没収等により国庫に帰属したおつとせい獣皮の売却について

昭四二

刑 事

四四九 (昭四二) 五三

◎ 譲受物品等に対する納税済証紙制度実施について

昭三三

刑 事

一五七三九 (昭三三) 五三

◎ 没収不動産の所有権移転の登記の囑託について

昭四〇

刑 事

四五八 (昭四〇) 五三

◎ 証拠品の没収裁判執行に関する疑義について

昭四〇

刑 事

一六九 (昭四〇) 五三

◎ 盗難にかかる没収確定証拠品の執行不能決定の疑義について

昭三六

刑 事

九八三 (昭三六) 五三

(二) 有 価 物

◎ 関税法違反により押収中の外国貨物の処分について (依命通牒)

昭三一

刑 事

一四六八八 (昭三一) 五三

◎ 没収外国貨物 (酒類) の公売処分に付随する手続上の疑義について

昭三三

刑 事 局 総 務 課 長 回 答

二〇七

(三) 無 価 物

(四) 刑事参考資料

◎ 刑事参考資料の調査について

昭二六

検 務

四八〇〇四 (昭二六) 五三

◎ 国警科学捜査研究所長よりの刑事資料蒐集協力方依頼について

昭二七

検 務

五四一二 (昭二七) 五三

◎刑事参考資料（公安関係）の調査について……………	昭三一	刑事	八八八四……………	一〇三
(五) 国有財産……………一〇三				
◎国有財産法第二条掲記の没収物等の引継について……………	昭三四	刑事	六〇二六……………	一〇三
◎国有財産法第二条掲記の没収物等の引継ぎについて……………	昭三五	刑事	六〇……………	一〇三
(六) 危険物……………一〇六				
◎爆薬兵器等の取扱について……………	昭二七	刑事	三九六二五……………	一〇六
◎没収にかかるカービン銃等の処理について……………	昭三〇	刑事局総務課長内簡回答……………	四〇一……………	一〇三
◎国庫に帰属したけん銃の処分について……………	昭五〇	刑総		
(七) 麻薬・覚せい剤等……………一〇六				
◎覚せい剤取締法の一部を改正する法律の施行について……………	昭四八	刑青	八〇……………	一〇六
(八) 通貨・有価証券……………一〇六				
◎政府機関が保管する対外支払手段等の集中義務を免除する告示について……………	昭三二	刑事	一一五〇二……………	一〇六
◎韓国銀行券の通用力について……………	昭三四	刑事	二一〇五九……………	一〇六
◎韓国銀行（圖表示）の通用力について……………	昭三八	刑事	四五八……………	一〇六
◎郵便為替の没収について……………	昭二八	法制局一発	一二……………	一〇一
◎国庫帛屬ノ銀行定期預金証書処理方ノ件……………	昭一三	会甲	四九九九……………	一〇一
(九) 偽造・変造物……………				一〇一

◎没収の裁判の執行のため登記申請書又はその附屬書類の引渡の請求があつた場合の処置について(通達)	昭三二	民 事 甲	二四二六	二〇三
◎改ざんされた登記事項を没収する刑事判決に基づき検察官から通知があつた場合の取扱いについて	昭三八	民 事 甲	一三四四	二〇四
◎判決主文に没収の言渡しがなく、判決理由において偽造又は変造と認定された物が押収されておらず、かつ、公務所に属する場合の公務所に対する通知について	昭三七	刑 事	一五六	二〇六

㊦ 特 別 処 分 二一〇

◎国庫帰属になつた「かもしか」皮の処分について	昭三五	刑 事	九〇一	二二
◎国庫に帰属した物品の庁用組入れについて	昭五八	会 事	一〇八五	二三
◎没収が確定し裁判所から引継ぎを受けた市電乗車券の処分について	昭三一	一、三一電	五九八	二四
◎没収等の事由により国庫に帰属した運転免許証の処分について	昭四九	刑 総	六八九	二四の二
◎国庫に帰属した旅券の引継ぎについて	昭五一	刑 総	七三三	二四の三
◎外国政府発行名義に係る旅券等の引継ぎについて	平一四	刑 総	三四三	二四の四
㊦ そ の 他 二二五				

◎国庫に帰属した刑事領置物に関する物品類別現在高調書の記載について	昭二七	経 甲	一六三六	二九
-----------------------------------	-----	-----	------	----

六 所有権放棄 二三

七 還 付 二五

◎河川法違反事件証拠品（土石）の還付について.....	昭四二	刑 事	八三五.....	二七〇の二
◎遺留物の還付先について.....	平一二	刑 総	一二七.....	二七〇の四
◎被害者又はその遺族の所有に係る押収物が被収容者に還付された場合の取扱について.....	平一二	刑 総	一八三.....	二七〇の四
◎遺失物横領被疑事件の証拠品（沈没品）の取扱について.....	昭三五	刑 事	七六三.....	二六
◎押収にかかる漂流木の取扱に関する疑義について.....	昭三五	刑 事	九五六.....	二三九
◎埋蔵物横領被疑事件の証拠品の処分について.....	昭三五	刑 事	七六八.....	二三三
◎領置品ニシテ差押処分アルトキ被害者ニ還付ノ件.....	明三九	監 丙	六一七.....	二四一
◎換価代金の処理について.....	昭三二	刑 事	二五一七.....	二四三
◎債権差押及び転付命令による証拠品換価代金の還付等について.....	昭三〇	刑 事	六一〇一.....	二四四
◎押収物還付公告令について.....	昭二八	刑 事	三〇二〇七.....	二四五
◎押収物還付公告令の一部を改正する政令について.....	昭三九	刑 事	七三六.....	二四九
◎押収物還付公告令の一部を改正する政令の施行について.....	平二二	刑 総	一三四八.....	二四九の三
◎官報に掲載する押収物還付公告の作成要領等について.....	平二二	刑 総	一六二四.....	二五二
◎検察官の押収している物件についての刑訴第四九九条の準用について.....	昭二六	検 務	四一四三六.....	二五三
◎新刑事訴訟法による事件の領置物等の取扱について.....	昭二五	検 刑 事 局 長 内 簡		二五三
◎刑事訴訟法第四九条による国庫帰属物と民法第一九四条との関係について.....	昭二六	法 意 一 発	一一.....	二五八
◎誤つて押収物還付公告をなした場合の取扱上の疑義について.....	昭三五	刑 事	三三三.....	二五八

八 換 価 処 分 二六〇

◎事件証拠品たる密猟おつとせい獣皮と換価処分について……………	昭三一	刑 事	三三四七……………	二六〇
◎押収船舶の換価処分による所有権移転の登記嘱託について……………	昭二七	検 務	一二六九二……………	二七〇
◎国税に関する犯則事件告発後における差押又は領置物件処分代金の処理について……………	昭三一	刑 事 局	刑事課長内簡……………	二七二
◎国税に関する犯則事件告発後における差押又は領置物件処分代金の処理について……………	昭三二	刑 事 局	総務課長内簡回答……………	二七三
◎国税犯則取締法第七条第三項の規定により供託した供託金の取戻しについて……………	昭三九	刑 事	七六……………	二七四
◎国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律の施行に伴う徴収金等の事務処理について……………	昭三三	刑 事	一二二三〇……………	二七六

九 庁 外 保 管

◎被疑者不明の酒税法違反被疑事件の処理について……………	昭三〇	刑 事	一九三八二……………	二八二
◎庁外保管押収物の取扱について……………	昭二九	刑 事	二二一七二……………	二八九
◎庁費の節約と証拠品の保管に要する経費について……………	昭二八	刑 事	二二九二六……………	二九〇
◎押収物保管料増額上申の際の添付書類について……………	昭三一	経 甲	一一七六……………	二九六
◎証拠品の保管について……………	昭三〇	検 訟	一六……………	二九七
◎新刑事訴訟法の疑義について……………	昭二五	検 刑	一七三二三……………	二九七

一〇 家庭裁判所送致証拠品

◎家庭裁判所送致事件に係る証拠品の取扱について……………	昭三四	刑 事	三四八九……………	二九七
------------------------------	-----	-----	-----------	-----

◎ 検察官から送致を受けた事件の証拠物の取扱について……………	昭三四	刑 事	五〇六〇……………	一六
◎ 少年保護事件の押収物処分について……………	昭三四	働 家 三	四八（訟一八）……………	一七
◎ 少年審判事務取扱方について……………	昭二四	働 家 庭 甲	九二……………	二六
◎ 証拠物等の取扱について……………	昭二五	働 家 庭 甲	二四一……………	一九
◎ 被害者不明の赃物の処理について……………	昭二五	働 家 庭 三 課 長 電 信 内 簡……………	二四四……………	二〇
◎ 押収物の取扱について……………	昭二八	働 家 庭 甲	四五……………	二一
◎ 少年保護事件の証拠品の還付について……………	昭二九	働 家 庭 甲	六……………	二二

一一 その他……………	三三
-------------	----

◎ 犯罪被害財産支給手続における書式例について……………	平一九	刑 総	四一一……………	三六
------------------------------	-----	-----	----------	----

第五 徴収関係事務

一 運用 一般……………	三九
--------------	----

◎ 徴収事務規程の運用について……………	昭三一	刑 事	六七四八……………	三九
◎ 徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	昭三四	刑 事	一八二〇五……………	四〇

◎ 係検事に関する規程、執行事務規程、証拠品事務規程、徴収事務規程及び処分諸訓規程の一部改正について	昭三五	刑	事	八三三……………三六
◎ 徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭三六	刑	事	一五八……………三七
◎ 徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭三七	刑	事	四五三……………三八
◎ 徴収事務規程の一部を改正する訓令について	昭三七	刑	事	七一九……………三〇
◎ 徴収事務規程の一部を改正する訓令について	昭四〇	刑	事	二三四……………三〇
◎ 事件、執行、証拠品、徴収事務規程の一部を改正する訓令について	昭四一	刑	事	四六四……………三三
◎ 徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭四二	刑	事	七七……………三三
◎ 徴収事務規程に定める納付書の取扱について	昭四三	刑	事	一六五……………三一
◎ 事件、証拠品、執行、徴収各事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭四四	刑	事	二二七……………三一
◎ 事件事務規程、証拠品事務規程、執行事務規程および徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭四七	刑	事	六二七……………三三
◎ 事件事務規程、証拠品事務規程、執行事務規程、徴収事務規程及び犯歴事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭五一	刑	総	六八二……………三四
◎ 事件事務規程、証拠品事務規程、執行事務規程、徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭五七	刑	総	三四六……………三五
◎ 事件事務規程、証拠品事務規程、執行事務規程、徴収事務規程及び刑事関係報告規程の一部を改正する訓令について	昭五八	刑	総	八一……………三六
◎ 証拠品事務規程及び徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭六〇	刑	総	三〇三……………三六
◎ 徴収事務規程の改正について	平 八	刑	総	二〇一……………三七
◎ 徴収事務規程の一部改正等について	平 九	刑	総	一九〇……………三三
◎ クライアント・サーバ方式による検務電算システム等の運用開始に伴う検務関係事務規程に基づく特別取扱いの廃止等について	平一二	刑	総	四三四……………三四

◎ 検察総合情報管理システムの運用開始について……………	平一八	刑	総	一六七二……………三〇の五
◎ 事件事務規程、執行事務規程、証拠品事務規程、徴収事務規程、犯歴事務規程及び刑事関係報告規程の一部を改正する訓令について……………	平一二	刑	総	一二四三……………三〇の六
◎ 執行事務規程、証拠品事務規程及び徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	平一三	刑	総	四二八……………三〇の六
◎ 執行事務規程、証拠品事務規程及び徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	平一三	刑	総	一四一三……………三〇の六
◎ 徴収事務規程の一部を改正する訓令について……………	平一七	刑	総	四四九……………三〇の六
◎ 事件事務規程、証拠品事務規程、徴収事務規程及び犯歴事務規程の運用について……………	平一八	刑	総	二四〇……………三〇の七
◎ 事件事務規程及び徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	平一八	刑	総	一二七六……………三〇の七
◎ 証拠品事務規程及び徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	平一八	刑	総	一五三六……………三〇の七
◎ 事件事務規程及び徴収事務規程の運用について……………	平一九	刑	総	三四四……………三〇の七
◎ 被疑者国選弁護制度及び即決裁判手続制度に係る手続の運用について……………	平一八	刑	総	一二七七……………三〇の七
◎ 日本司法支援センター地方事務所からの訴訟費用額算定通知の取扱変更について……………	平一九	刑	総	四九八……………三〇の七
◎ 証拠品事務規程及び徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	平一九	刑	総	一三一……………三〇の七
◎ 徴収事務規程の一部を改正する訓令の運用について……………	平二〇	刑	総	一六二五……………三〇の八

二 徴 収 ………………三三

(一) 一 般 ………………三三

(二) 追 徴 金

●追徴金ノ時効……………	明四二	民刑甲	四六……………	二三五の五
●確定日等を異にした共犯者に対する追徴の執行手続について……………	昭三一	刑事	一八一六九……………	二三五の五
●犯則者全員からそれぞれ全額追徴する旨の言渡しと追徴金の執行手続の疑義について……………	昭三六	刑事	八三七……………	二三六
●関税法違反につき言い渡された一個の追徴の内部が、数個の不真正連帯債務関係部分に分かれる場合における一部納付金額の充当方法について……………	昭四五	刑事	九九三……………	二三〇
●確定日を異にしたたばこ専売法違反の関連被告人の追徴の執行手続の疑義について……………	昭三七	刑事	五八七……………	二三三
●たばこ専売法違反事件における幫助犯に対する追徴の執行に関する疑義について……………	昭三九	刑事	三〇〇……………	二三三

(三) 過 料

●戸籍法違反等民事に関する過料事件の徴収手続について……………	昭三三	刑事	二三五七……………	二三七
●過料にかかる裁判について抗告がなされた場合の取扱について……………	昭三五	刑事	一三一……………	二四二
●過料と過料の裁判の告知費用等が収入印紙等により合せて郵送された場合の取扱について……………	昭五二	刑総	六七八……………	二四七の二
●非訟事件手続法第二〇八条の二の略式裁判に対する異議申立の取下に関する疑義について……………	昭五三	刑総	四〇六……………	二四七の六

(四) 訴 訟 費 用

●新刑事訴訟手続に関する質疑について……………	昭二四	検務	四五九七……………	二四六
	昭二四	刑二	一二九六……………	二四六

◎ 国選弁護人の報酬及び日当が訴訟費用の負担を命ずる判決のあつた後に請求されこれが支給された場合の処理について	昭三三	刑	事	八二八〇……………二頁
◎ 訴訟費用執行免除申立期間経過後に支給決定がなされた訴訟費用の徴収について	昭五〇	刑	総	四四〇……………二五〇の二
◎ 刑事事件ノ証人ニ対スル日当等支給ニ関スル件	昭四〇	刑	総	五二三……………二五〇の二
◎ 訴訟費用の調定額について	昭三八	会	甲	三〇七七……………二五五
◎ 訴訟費用の連帯負担者の一人が控訴審において破棄自判され費用負担の言渡しになかつた場合における調定額の疑義について	昭三九	刑	事	九七九……………二五三
◎ 訴訟費用の連帯負担を命ぜられたる者の一人が死亡した際の取扱について	昭三三	刑	事	二五二……………二五八
◎ 訴訟費用の連帯負担を命ぜられた者の一人が上訴中の場合における訴訟費用の徴収に関する疑義について	昭四九	刑	総	六六九……………二六一の二
◎ 鑑定料のうち、訴訟費用として徴収できる範囲について	昭四五	刑	事	二……………二六一の二
◎ 訴訟費用として徴収すべき「鑑定に必要な費用」の範囲について	昭六〇	刑	総	六三二……………二六一の二
◎ 刑事訴訟法第五〇〇条二項の疑義について	昭二五	検	務	一一四……………二六一の二
◎ 訴訟費用の連帯負担者の一人に付執行免除の決定があつた場合に於ける訴訟費用の徴収方に関する疑義について	昭二五	検	務	三四二……………二六二
◎ 期間経過後になされた訴訟費用の執行免除申立に対する免除決定の効力について	昭二九	検	務	三四一……………二六二
◎ 訴訟費用免除決定の効力について	昭二九	刑	事	四〇四……………二六三
◎ 訴訟費用免除決定に対する裁判執行上の疑義について	昭三三	刑	事	二八二……………二六四
◎ 刑事訴訟法第三六八条の費用の範囲等について	昭二六	刑	事	四五九……………二六六
◎ 少年法第三一条の費用について	昭二五	刑	事	二三九……………二六五
(五) 保釈保証金		刑	家庭甲	一七五……………二七五

◎被告人が逃亡した場合における保釈取消決定又は保釈保証金の没取決定の効力について	昭三一	刑 事	一〇七一五
◎保釈保証金没取の裁判執行について	昭二七	懲 刑 二	一四五二二
◎新刑事訴訟法の疑義について	昭二四	懲 刑 二	一二八五九
◎没取の裁判の執行について	昭三三	刑 事	一九七七二
◎保釈保証金(保証書)の没取決定後免訴判決が確定した場合に、没取金の残額を徴収することの可否について	昭三二	刑 事	一三一三六
◎保釈保証金の還付について	昭二八	懲 訟 一	五九〇
◎保管金(保釈保証金)の取扱について	昭三〇	懲 訟 一	四〇五
◎没取されない保釈保証金の還付請求権の消滅時効の起算について	昭三〇	刑 事	二五一九〇
◎保釈保証金ノ期満失効起算日	昭一五	刑 事	一〇一九三

三 収 納

◎警察官吏ラシテ罰金ノ取立ヲ為サシメサルノ件	明四一	民 刑 秘	一八八
◎歳入納付ニ使用スル証券ニ関スル件	大 六	会 務 甲	九七七
◎取引高税印紙による罰金等の納付について	昭二四	検 務	一四九一八
◎消印済の収入印紙による徴収金の納付について	昭三一	六、三〇電	五五三
◎国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律の施行に伴う徴収金等の事務処理について	昭三三	刑 事	一二三三〇
◎罰金納付のための検察庁に送金したるを訴訟費用の一部として徴収したることについて	昭二五	矯 保 甲	一六四七
◎税法違反事件ノ科料徴収方ニ関スル件	昭 四	刑 事	六八四九

◎ 窃取印紙額任意弁償……………	明四三	会	甲	一三三……………	一三六
◎ 預金債権に対する債権差押命令に基づき第三債務者である銀行から取り立てた配当金の納付密による納付について……………	平一三	刑	總	一二二〇……………	一三六の二

四 強制執行……………一四〇

◎ 相続財産ニ就キ財産刑ノ執行ヲ為ス場合ノ取扱方……………	大一二	民	事	七一七三……………	一三七
◎ 動産ノ差押中限定承認カアツタ場合ノ取扱ニツイテ……………	大五	民		一〇二九……………	一三八
◎ 檢察官ノ命令ニヨツテ執行吏カ追徴金ノ裁判ノ執行トシテ動産ヲ差シ押エタ場合ニオケル異議ニツイテ……………	昭七	民	事 甲	五五三……………	一四〇
◎ 差押後差押物件カ他管内ニ移動シタ場合ニオケル取扱等ニツイテ……………	昭六	民	事	六三八……………	一四〇
◎ 数人ノ債務者ニ対シテ差押ヲスル場合ニオケル取扱ニツイテ……………	明三三	民	刑	一二四八……………	一四一
◎ 連帯債務者ニ対スル差押ノ限度ニツイテ……………	大四	民		六九九……………	一四一
◎ 刑事裁判ノ執行又ハ過料ノ執行ノ場合ニオケル債務者ノ財産ニ対スル優先權ノ有無ニツイテ……………	明二九	民	刑	六七八……………	一四三
◎ 恩給を受ける權利の差押について……………	昭二八	法制局	一発	八〇……………	一四四
◎ 郵便貯金ノ差押ニツイテ……………	大二四	民	事	八六三二……………	一四九
◎ 保管金ノ差押ニツイテ……………	大一一	民	事	三一一三……………	一五〇
◎ 政府ノ保管スル有価証券ヲ差押エル場合ノ第三債務者ニツイテ……………	大一二	民	事	二六八九……………	一五〇の二
◎ 生命保険契約の解約返戻金支払請求權を差し押えた場合の債権取立てのための解約手続等について……………	平五	刑	總	三六七……………	一五〇の三

五 労役場留置処分

◎ 刑務支所ニ於ケル労役場留置ノ執行ニ関スル件	昭五	行	四九四
◎ 科料の換刑処分等について	昭二九	刑	六八〇六
◎ 労役場留置執行ニ関スル件	大一二	刑	一〇三三五
◎ 労役場留置期間ノ計算方ノ件	大五	刑	一四八
◎ 労役場留置一日ニ相当スル金額算出方ノ件	明四一	民刑	一五〇
◎ 労役場留置執行指揮を為したる日において納付の申出ありたる場合の取扱について	昭二四	検務	二〇六三七
◎ 労役場留置者ニ対シ電信ニテ出監指揮ヲ為シ差支ナキ件	大一五	行	一四三〇
◎ 労役場留置の執行変更指揮について	昭三一	矯正	六九七
◎ 数個の犯罪につき各別の罰金の旨渡ありたる場合の各端数残金の徴収方法について	昭三二	刑	二二五九九
◎ 刑事訴訟法第四七四条の解釈について	昭三四	刑	三五一九
◎ 罰金併科ある者の仮釈放上申に關する件	昭二一	行秘	四六三
◎ 警察官署附屬ノ留置場ニ在リ受刑者又ハ労役場留置者ノ仮釈放又ハ仮出場具申ノ件	大二	監	四一〇
◎ 仮出場ヲ許サレタル者ヨリ罰金科料ヲ徴収スルヲ得サル件	大二	刑	二七三七
◎ 仮出獄後引續き労役場留置の執行を受ける者に対する保護觀察の実施について	昭二四	中	二四四
◎ 中委二四号通牒について	昭二五	中	三〇
◎ 補導処分執行中の婦女に対する労役場留置の執行に關する疑義について	昭三四	刑	五六五六
◎ 補導処分執行中の婦女に対する労役場留置の執行について	昭三四	矯正	三六二
◎ 刑法第一八条第五項ノ解釈ニ関スル件	明四二	民刑	三三四

六時 効 三三七

◎訴訟費用の強制執行の場合における時効中断の効力について.....	昭四二	刑 事	四八.....	二四八
◎追徴の裁判執行のため預金債権に強制執行を行った.....	平一三	刑 総	七八八.....	二四八の二の二
◎一個の判決で二個の犯罪に対し各別に罰金の言渡ありたる 場合の時効満了日に収監状を執行した場合の時効中断の 効力の疑義について.....	昭三三	五、一五電	五一四.....	二四〇
◎自由刑の執行中労務場留置執行指揮がなされた場合の罰金 刑の時効進行について.....	昭二六	矯保 甲	四二四.....	二四二
◎罰金刑の執行につき留置一日の割合に満たない金額の徴収 と時効中断の關係について.....	昭三二	刑 事	二四一六.....	二四四
◎訴訟費用の負担の命ずる裁判の時効等について.....	昭二九	一〇、一二電	六九六.....	二四七
◎過料ノ時効ニ關スル件.....	昭七	刑 事	二〇七.....	二四八
◎時効完成後に送付せる訴訟費用の徴収について.....	昭三〇	刑 事	一七五六八.....	二四九

七 徴収不能決定処分 二五〇

◎盗難被害の徴収金の処理について.....	昭三二	刑 事	二五二九.....	二五一
◎大赦アリタル場合ニ於ケル訴訟費用徴収方ニ關スル件.....	昭二	刑 事	二四一五.....	二五二
◎恩赦事務の取扱について（国連加盟）大赦關係三問答.....	昭三二	保 護	三六.....	二五三
◎恩赦事務の取扱について（国連加盟）大赦關係四問答.....	昭三二	保 護	三六.....	二五三
◎分離決定のあった赦免罪に対する罰金の取扱について.....	昭二七	六、七電	五二三.....	二五四
◎非常上告により原判決より輕き刑の旨い渡しがあった場合執 行済の罰金について.....	昭三二	刑 事	一一六〇九.....	二五五

◎ 非常上告による破棄判決と原審裁判既執行徴収金の処理について	昭二七	検 務	一一六八二	三六
◎ 再審により無罪判決の冒渡しにあつた事件の徴収済み罰金の取扱いについて	昭四〇	刑 事	二八九	三六
◎ 訴訟費用執行免除申立期間経過後、その申立期間中に死亡したものとのさかのぼって認定された場合の訴訟費用の取扱いについて	昭三七	刑 事	七九〇	三六

八 そ の 他	三六
---------	----

(一) 事務局長等保管	三六
-------------	----

◎徴収金の取扱いについて	昭五一	会	一三一	二六六
◎徴収金の保管事務について	昭五一	刑 総	五三三	二六六
◎徴収金の保管事務についての疑義について	昭三七	刑 事	一一一	二六六の三
◎罰金に充当するため予め送付を受けた金の収納不能となつた場合の処置について	昭三二	刑 事	二二五	二六六
◎返戻不能となつた納付義務のない送付金の取扱いについて	昭三二	刑 事	二二五	二六六
(二) 嘱 託				二六六

◎ 徴収事務規程第五四条に関する件について	昭三二	六、一八電	七二八	三六
-----------------------	-----	-------	-----	----

(三) 書 式	三七
---------	----

◎ 犯罪被害財産支給手続における書式例について	平一九	刑 総	四一一	三六
-------------------------	-----	-----	-----	----

(四) そ の 他	1000
-----------	------

◎ 非常上告事件の判決確定に伴い既に徴収済の罰金を返還することの可否について	昭五八	刑	総	七九七	1000
◎ 徴収金に関する不正事犯の発生防止について	昭五九	刑	総	七二九	1000

第六 犯歴関係事務

一 運用 一般	1001
---------	------

◎ 犯歴事務規程の改正について	昭五九	刑	総	三三〇	1001
◎ 前科照会等について	昭五九	刑	総	三八七	1001
◎ 事件事務規程及び犯歴事務規程の一部を改正する訓令の運用について	昭四八	刑	総	三七九	1001
◎ 犯歴事務規程の一部を改正する訓令の運用について	平 元	刑	総	二九五	1001
◎ 犯歴事務規程の一部改正について	平 三	刑	総	五三五	1001
◎ 犯歴事務規程の一部を改正する訓令について	平 五	刑	総	一〇一〇	1001
◎ 犯歴事務規程の一部を改正する訓令について	平 六	刑	総	二八〇	1001
◎ 犯歴事務規程の一部を改正する訓令について	平 二	刑	総	一三五	1001
◎ 犯歴事務規程の一部を改正する訓令の運用について	平 二	刑	総	四三七	1001
◎ いわゆる外国人犯罪事務を電子計算機により処理するための移行準備作業等の実施について	平 二	刑	総	四四一	1001

◎事件事務規程、執行事務規程、証拠品事務規程、徴収事務規程、犯歴事務規程及び刑事關係報告規程の一部を改正する訓令について	平一二	刑	総	一二四三……一四六〇
◎犯歴事務規程の一部を改正する訓令について	平一三	刑	総	一二二四……一四六の二
◎犯歴事務規程の一部を改正する訓令について	平一四	刑	総	六二二……一四六の三
◎事件事務規程、証拠品事務規程、徴収事務規程及び犯歴事務規程の運用について	平一八	刑	総	二四〇……一四六の五
◎犯歴事務規程の運用について	平二四	刑	総	九二四……一四六の五
◎沖繩の復帰に伴う犯歴事務の取扱いについて	昭四七	刑	事	二四一……一四七
◎前科調書の作成等について	昭四九	刑	総	七五五……一四八
◎電算化犯歴に係る類似者の前科調書（丙）の取扱いについて	昭五七	刑	総	一六三……一四八の二
◎「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」の施行に伴う犯歴事務の取扱いについて	昭五八	刑	総	四一八……一四八の二

二 犯 歴 票

◎保護観察停止を解かれた者の保護観察期間終了日の計算方について	昭二九	保	護	一四一……一四九
◎保護観察停止解除の決定があつた場合の保護観察期間の起算日について	昭三〇	保	護	八八六……一四〇
◎犯罪者予防更生法四五条の規定による留置日数の刑期算入について	昭三〇	矯正	甲	一一〇八……一四三
◎保護観察の停止を解かれた者の刑終了日について	昭三一	保	護	八九二……一四五
◎減刑の結果刑終了の疑義について	昭二七	五、一五	電	七〇一……一四六
◎市区町村長よりなされる刑の言渡の効力の消滅等に関する照会について	昭三四	刑	事	一九九六五……一四七

◎市区町村長よりなされる刑の言渡の効力の消滅等に関する照会の取扱について	昭三四	刑	事	二三〇二五	昭四〇
◎刑法第三四条ノ二に規定する刑の消滅時期について	昭四三	刑	事	九〇八	昭三一
◎犯歴事務規程第五條第五項の規定により保管中の犯歴票の取扱について	昭五二	刑	総	七九四	昭三三
◎道交犯歴事務の取扱について	昭五三	刑	総	二五	昭三三
◎生死不明の高齢者に係る犯歴票の取扱について	平三	刑	総	二五一	昭四〇
◎死亡者に係る犯歴データの取扱について	平二二	刑	総	一一五三	昭四五

三 既決犯罪通知 昭三三

◎恩赦事務の取扱について（国連加盟）大赦関係六問答	昭三一	保	護	三六	昭四〇
◎警察庁保管にかかる指紋原紙の整備方協力について	昭三四	刑	事	二〇六七二	昭四〇
◎警察庁保管にかかる指紋原紙の整備方協力について	昭三四	刑	事	二〇六七四	昭四〇
◎送致（付）記録に添付する処分結果通知書への指紋資料作成番号の記入について	平元	刑	総	五七七	昭四〇
◎処分結果通知書の用紙の規格変更について	平二二	刑	総	一三二〇	昭四〇
◎処分結果の通報等について	昭三四	刑	事	一二三二四	昭四〇
◎公職選挙法の一部改正に伴う既決犯罪通知について	平五	刑	総	一三五	昭四二

四 刑の執行状況等通知 昭三三

◎ 諱和恩赦関係質疑（一部大赦の通知について）……………昭二七

◎ 刑の執行終了等の場合における検察官及び市区町村長に対する通報について……………平一三

◎ 補導処分に対する裁判の執行及び補導処分に付せられた者を収容する場合の入出院事務について……………昭三三

◎ 刑の執行終了等の場合における検察官及び市区町村長に対する通報について……………昭四九

五、三二電
刑 総……………六六一
矯 正 事……………八四九
刑 甲……………八四七
刑 事……………八四七
刑 事……………三二六
刑 事……………三五九

五 前科照会等

◎ 前科照会等について……………昭五九

◎ 前科照会の取扱いに関する警察庁通達について……………昭五九

◎ 司法警察職員捜査得類基本書式の制定に伴う前科照会の取扱いについて……………昭三六

◎ 帰化をしようとする者の前科等の調査について……………昭二八

◎ 弁護士法二三条の二による前科照会等に関する回答について……………昭三三

◎ 英連邦軍からの前科照会について……………昭二八

◎ 恩給法附則の改正に伴う前歴照会に対する回答について……………昭三七

◎ 貸金業の登録を受けようとする者に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について……………昭五八

◎ 貸金業務取扱主任者の登録を受けようとする者等に係る登録拒否事由に関する調査の協力要請について……………平二二

◎ 一般労働者派遣事業の許可を受けようとする者又は特定労働者派遣事業の届出をする者に係る前科の照会等に対する協力要請について……………昭六一

刑 総……………三五八
刑 総……………四七九
刑 総……………一八八
刑 事……………六〇四
刑 事……………四五七八
刑 事……………二一四四
刑 事……………一三二九
刑 事……………一〇二五
刑 事……………七七八
刑 総……………五
刑 総……………三五六
刑 総……………五四二
刑 総……………一三一七
刑 総……………八五六

◎ 抵当証券の登録等を受けようとする者に係る登録拒否事由 に關する調査の協力要請について	昭六三	刑	總	八八七…四登の二の二〇
◎ 商品投資販売業の許可を受けようとする者に係る許可拒否事由 に關する調査の協力要請について	平 四	刑	總	五四六…四登の二の三
◎ 特定債権等譲受業者及び小口債権販売業者の許可を受けよう とする者に係る許可拒否事由に關する調査の協力要請について	平 五	刑	總	五六三…四登の二の三
◎ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく前 科照会及び刑事確定訴訟記録の閲覧・謄写に対する協力に ついて	平 六	刑	總	一五四…四登の二の四
◎ 不動産特定共同事業者の許可を受けようとする者に係る欠格 事由に關する調査の協力要請について	平 七	刑	總	五六八…四登の二の六
◎ 特定目的会社の登録を受けようとする者に係る登録拒否事由 に關する調査の協力要請について	平一〇	刑	總	一一二六…四登の二の八
◎ 証券投資法人の登録に係る登録拒否事由に關する調査の協力 要請について	平一〇	刑	總	一四三九…四登の二の九
◎ 債権回収業の許可を受けようとする者に係る許可欠格事由 等に関する調査の協力依頼について	平一一	刑	總	二〇〇…四登の二の二〇
◎ 特例輸入者の承認を受けようとする者に係る承認欠格事由 等に関する調査の協力要請について	平一二	刑	總	一二五七…四登の二の三
◎ 酒類等の製造免許及び酒類の販売業免許を受けようとする 者に係る免許欠格事由等に関する調査の協力要請について	平一三	刑	總	三六八…四登の二の三
◎ 酒類等の製造免許及び酒類の販売業免許を受けようとする 者に係る免許欠格事由等に関する調査の協力要請について	平一五	刑	總	一四二六…四登の二の四
◎ 民間事業者による信書の送達に関する法律に係る欠格事由 に關する調査の協力要請について	平一五	刑	總	八〇八…四登の二の五
◎ 退去強制事由に該當する容疑者等に係る前科照会について	平一五	刑	總	一五九…四登の二の六
◎ 信託業法に定める免許等を受けようとする者に係る欠格事由 に關する照会に対する協力要請について	平一七	刑	總	二五九…四登の二の七
◎ 産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者等に係る刑事 事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について	平一八	刑	總	二六六…四登の二の八

◎ 出入国管理及び難民認定法第二条の二に規定する在留資格「永住者」及び「定住者」の資格適合審査に関する協力要請について	平一八	刑	総	四九一…四九五の二の元
◎ 少額短期保険業の登録を受けようとする者に係る登録拒否事由等に関する照会に対する協力要請について	平一八	刑	総	一六二三…四九五の二の〇
◎ 金融商品取引業の登録、金融商品取引業者の主要株主となつた者の届出若しくは金融商品仲介業の登録又は認定投資者保護団体の認定に関する調査の協力要請について	平一九	刑	総	一三一五…四九五の二の三
◎ 信用格付業の登録を受けようとする者に係る登録拒否事由に関する調査の協力要請について	平二二	刑	総	五〇五…四九五の二の三
◎ 政府の自動車損害賠償保障事業に関する協力依頼について	平一八	刑	総	一六〇六…四九五の二の三
◎ 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく認定、登録又は許可を受けようとする者に係る欠格要件の照会及び刑事事件確定記録の閲覧申請に対する協力要請について	平一八	刑	総	一一二〇…四九五の二の五
◎ 民間紛争解決手続の業務の認証を受けようとする者に係る認証欠格事由に関する調査の協力依頼について	平一九	刑	総	三四二…四九五の二の元
◎ 第三者型発行者及び資金移動業者の登録を受けようとする者に係る登録拒否事由に関する調査の協力要請について	平二二	刑	総	三〇九…四九五の二の三
◎ 製造たばこ小売販売業の許可を受けている者に係る許可取消事由等に関する調査の協力要請について	平二二	刑	総	五三五…四九五の二の三
◎ 特定保険業の認可申請書の認可拒否事由に関する照会等に係る協力要請について	平二三	刑	総	一一一八…四九五の二の四
◎ 許認可等に係る法人及び外国人の欠格事由の照会に関する協力要請について	平二四	刑	総	一一八九…四九五の二の四

六 とん刑者カード

四九五の三

七 市区町村保管にかかる犯罪人名簿……………四九六

◎市町村長ヲシテ本籍人ノ犯罪人名簿ヲ整備シ及転籍ニ関スル通知ヲ為サシムル件……………大 六

◎市町村長ヲシテ他ノ市町村長ノ通知ニ依リ入寄留者犯罪人名簿ヲ整備セシメ及出寄留者ニ関シ通知セシムル件……………昭 二

◎犯罪人名簿の取扱について……………昭二一

◎犯罪人の身元証明について通牒……………昭二二

◎犯罪人の身元証明について……………昭二五
昭二四

◎戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金等の受給権に関する前科照会について……………昭二七

◎犯罪人名簿への登載事項について……………昭三四

◎犯罪人名簿等の取扱について……………昭二四
昭二四

◎犯罪人名簿の取扱について……………昭二九

◎身上調査に関する回答について……………昭三四

◎元樺太及び千島に本籍を有していた者の戸籍原本等の保管について……………昭三一

◎身上照会書回答欄の取扱について……………昭四四

◎市区町村長に対する身上関係の照会事項について（通知）……………昭四九

◎戸籍謄本等を公用申請する際の返信用封筒の同封について……………平 三

内務省訓令……………一……………四九六

内務省訓令……………三……………四九六

内務省発地……………二七九……………四九六

内務省発地……………一六〇……………四九七

検 務……………三七八七七……………四九七

自治庁発連……………九四……………四九七

自治庁発連……………九五……………四九七

刑 事……………二九三六三……………四九八

刑 事……………二一一八六……………五〇〇

検 務……………三七六七七……………五〇五

自治庁行発……………四……………五〇五

刑 事……………二一〇二四……………五〇六

刑 事……………一四〇四八……………五一

民 事……………二七四二……………五三

刑事（総）……………四〇五……………五四

刑 総……………二六五……………五四

八 人の資格

◎少年法第一四条の解釈に関する件	昭二一	行 甲	四五一	五二六
◎刑の執行猶予者と人の資格を定める規定との関係について	昭二五	法意一 発	六一	五二六
◎いわゆる公職追放令第一六条第二項の適用について	昭二五	法意一 発	一一一	五二八
◎刑の確定した弁護士資格について	昭二六	勅 総 一	一一七	五三二
◎旧麻薬取締法の違反者に対する新麻薬取締法による麻薬取扱者の免許の可否について	昭二九	法制局一 発	四六	五三三
◎復権令及び弁護士及び弁護士試験の資格の特例に関する法律の解釈について	昭二九	法制局一 発	五四	五三三
◎計理士の登録の回復について	昭二七	法意一 発	三六	五三八
◎税理士の欠格事由に関する税理士法の規定の解釈について	昭三一	法制局一 発	七	五三二
◎農業委員会の選挙による委員の被選挙権について	昭二九	法制局一 発	三七	五三四
◎刑事判決の行政処分の効力に及ぼす影響について	昭二六	法意一 発	二五	五三九
◎休職を命ぜられた地方公務員の復職について	昭二六	法意一 発	三一	五三三
◎医師及び歯科医師に対する免許取消等の行政処分について	昭二四	調意二 発	二〇	五三三
◎風俗営業の許可について	昭二五	法意一 発	八二	五三九
◎風俗営業に関する条例について	昭二六	法意一 発	二七	五三一
◎証券取引法第五九条にいう「法令」の意義について	昭三〇	法制局一 発	四二	五三三
◎平和条約発効に伴う朝鮮人、台湾人等の国籍等の処理について	昭二七	検 務	一四三	五三八
◎在日外国人の諸願権及び在日朝鮮人の国籍について	昭二四	調意二 発	二六	五三九
◎外国人及び朝鮮人の市町村農地委員会の選挙権及び被選挙権について	昭二四	法意一 発	四〇	五三一

九 そ の 他 二五二

◎ 勅章視奪令施行細則ニ依ル申牒ニ関スル件.....	大 九	刑	乙	一四五六.....	二五二
◎ 上訴取下ニ因リ判決確定シタル場合ノ勅章視奪申牒ニ関スル件.....	大一一	刑		四八七三.....	二五四
◎ 帶勅者ノ受刑申牒後死亡ニ関スル件.....	昭一四	刑		九五三一.....	二五四
◎ 各種記念章ト勅章視奪令第六条ノ適用.....	大 五	刑	甲	二七七.....	二五五
◎ 第一回國勢調査記念章ト勅章視奪令第六条ノ適用.....	大 四	刑		一五二六.....	二五五
◎ 弁護士が弁護士法第七条第一号に該当するに至った場合の 通報方について.....	平 五	最高検調		二二.....	二五六

第七 恩赦関係事務

一 上 申 二五七

◎ 恩赦上申事務規程の運用について.....	昭五八	保	恩	二四六.....	二五七
◎ 道路交通法等違反の罪に係る罰金以下の刑に関する犯歴票 の取扱いの変更に伴う恩赦（復権）上申事務処理上の留 意事項について.....	昭五三	保	恩	一五.....	二五七の五
◎ 旧陸海軍軍法会議において刑の言渡を受け保護観察に付さ れている者についての調査書の送付先について.....	昭二六	検	務	四六〇〇三.....	二五九
◎ 特別恩赦の上申について.....	昭三四	六、一二電		〇〇一.....	二五九

◎判決謄本の生年月日と戸籍謄本の生年月日の相違する場合について	昭二七	四、一一電	七一〇
---------------------------------	-----	-------	-----

二 恩赦事項通知・判決原本附記	昭三二	保 護	三六
-----------------	-----	-----	----

◎恩赦事務の取扱について（国連加盟）大赦関係六問答	昭二七	五、三一電	六六一
◎辯和恩赦関係質疑回答（一部大赦の通知について）	昭二七		二五八

三 大赦・分難決定	昭二七	電 護	五二九
-----------	-----	-----	-----

◎公判警属中逃走せる者に対する恩赦事務について	昭二七	保 護	三六
◎恩赦事務の取扱について（国連加盟）大赦関係二問答	昭二七	保 護	二五九
◎逃亡被告人にかかる大赦令該当事件の取扱について	昭二七	保 護	二五九
◎恩赦事務の取扱について（国連加盟）大赦関係一問答	昭二七	保 護	二五九
◎大赦アリタル場合ニ於ケル訴訟費用徴収方ニ関スル件	昭二七	保 護	二五九
◎辯和恩赦関係質疑回答（大赦と訴訟費用）大赦関係一問答	昭二七	保 護	二五九
◎恩赦事務の取扱について（国連加盟）大赦関係三問答	昭三二	保 護	二五九
◎恩赦事務の取扱について（国連加盟）大赦関係四問答	昭三二	保 護	二五九
◎刑事訴訟法第三百七十五條第一項（注現行第三百五十條）の分難決定に関する件	昭二七	保 護	二五九
◎刑法第五二条による分難決定の執行について	昭二七	保 護	二五九
◎分難決定のあつた赦免罪に対する罰金の取扱について	昭二七	保 護	二五九

四 減 刑 一六五

◎減刑手続の取消について.....	昭二四	検 務	三九九六六.....	一六五
◎讞和恩赦関係質疑回答（減刑令第七条2の二問答）.....	昭二七	四、一九電	六三一.....	一六五
◎減刑ニ関スル質疑回答ノ件.....	昭 四	刑 事	一三二五.....	一六六
◎仮釈放者の残刑期に対する減刑算出方疑義について通牒.....	昭二二	刑 事	一七九一一.....	一六六
◎減刑ノ結果第一刑ノ滿了日カ減刑令公布当日前トナリタル トキ第二刑ノ起算日ニ関スル件.....	昭 三	秘	一五七五.....	一六六
◎二刑ある場合の刑の終期について.....	昭二七	中委発電	〇〇一.....	一六六
◎減刑の結果刑終了の疑義について.....	昭二七	五、一五電	七〇一.....	一六六
◎昭和二十七年政令第一一八号減刑令第一条第一項但書の解釈 について.....	昭二七	矯正 甲	五二六.....	一六〇
◎昭和二十七年政令第一一八号減刑令第一条第一項但書の解釈 について.....	昭二八	矯正 甲	一〇二九.....	一六二
◎昭和二十七年政令第一一八号減刑令第一条第一項但書の解釈 等について.....	昭三二	矯正 甲	七五.....	一六三
◎減刑令の解釈について.....	昭二八	保	一三九一.....	一六五

五 そ の 他 一六七

◎恩赦ヲ受ケタル者ニ係ル別個ノ刑起算方ノ件.....	大 元	刑 甲	九三.....	一六七
◎恩赦ニ浴シタル者ノ刑期計算方ニ関スル件.....	大 二	刑 甲	二六.....	一六七

第八 保管・保存関係事務

一 運用 一般	三三
◎記録事務規程の運用について	昭六二
◎記録事務規程の一部を改正する訓令の運用について	平一二
◎クライアント・サーバ方式による検務電算システム等の運用開始に伴う検務関係事務規程に基づく特別取扱いの廃止等について	平一二
◎検察総合情報管理システムの運用開始について	平一八
◎昭和六二年一月四日付け法務省刑総第一〇二〇号通達「検務関係文書の保存について」の全部改正について	平一二
◎昭和六二年一月四日付け法務省刑総第一〇二〇号通達「検務関係文書の保存について」の全部改正についての運用について	平一二
◎刑事事件記録等の事件終結後の送付及び保存に関する事務の取扱いについて	平四
◎事件事務規程、執行事務規程及び記録事務規程の一部を改正する訓令の運用について	平二
◎刑事参考記録及び刑事参考不起訴記録の指定について	平一一
◎昭和六二年一月四日付け法務省刑総第一〇一九号通達「記録事務規程の運用について」及び平成一年一月一日付け法務省刑総第一三三三号通達「刑事参考記録及び刑事参考不起訴記録の指定について」の一部改正についての運用について	平一二

刑 総	一〇一九.....	一六三
刑 総	四三九.....	一六〇
刑 総	四三四.....	一六〇の二
刑 総	一六七二.....	一六〇の三
刑 総	一一五一.....	一六三
刑 総	一一五二.....	一六三の三
働 総 三	三六.....	一六三
刑 総	二九二.....	一六三の五
刑 総	一三三三.....	一六三の六
刑 総	一四〇七.....	一六三の八

◎事件事務規程の一部を改正する訓令及び保管記録等の取扱について	平一六	刑	総	一四三九……六三三の三
◎刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う記録事務規程の一部を改正する訓令について	平一六	刑	総	一四六五……六三三の八
◎刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う記録事務規程の一部を改正する訓令について	平二二	刑	総	六五三……六三三の六の二
◎記録事務規程の一部を改正する訓令の運用等について	平二三	刑	総	七一九……六三三の六の三
◎公判調書及び裁判員等選任手続調書に引用された録音体の取扱い等について	平二一	刑	総	七〇九……六三三の九
二 保管・保存				六三三
(一) 保管記録				六三三
◎高等裁判所において完結した刑事事件（新法）記録の返還について	昭二六	備	訟	四七五……六三三
(二) 保存記録				六三三
◎不服申立事件記録の保存期間等について	平一二	刑	総	一〇一一……六三三
三 閲覧・謄写				六三七
(一) 保管記録				六三七
◎重要事件に関する仮出獄の審理について	昭五九	刑	総	七五〇……六三七
◎刑事事件記録の閲覧について	平一一	刑	総	三四〇……六三七
◎刑事事件記録の閲覧について	平二〇	刑	総	八六〇……六三七の四
				八四六……六三七の四

◎長期刑受刑者に対する仮出獄の審理及び仮出獄者に対する処遇等の充実について	平一二	刑	総	五五七……一六七の九
◎長期刑受刑者に対する仮釈放の審理及び仮釈放者に対する処遇等の充実について	平二〇	刑	総	八四八……一六七の九
◎退去強制手続における刑事事件記録等の利用について	昭三一	管	審合	五四一……一六元
◎刑事訴訟に関する書類及び証拠物の謄写等について	昭二九	刑	局第二課長内簡回答	七一八……一六三
◎貸金業の登録を受けようとする者に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について	昭五八	刑	総	五……一六四の二
◎貸金業務取扱主任者の登録を受けようとする者等に係る登録拒否事由に関する調査の協力要請について	平二二	刑	総	三五六……一六四の三
◎一般労働者派遣事業の許可を受けようとする者又は特定労働者派遣事業の届出をする者に係る前科の照会等に対する協力要請について	昭六一 平一七	刑	総	五四二……一六四の三
◎正当証券業の登録を受けようとする者に係る登録拒否事由に関する調査の協力要請について	昭六三	刑	総	一三七……一六四の二
◎商品投資販売業の許可を受けようとする者に係る許可拒否事由に関する調査の協力要請について	平四	刑	総	八八七……一六四の二
◎特定債権等譲受業者及び小口債権販売業者の許可を受けようとする者に係る許可拒否事由に関する調査の協力要請について	平五	刑	総	五四六……一六四の四
◎暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく前科照会及び刑事確定訴訟記録の閲覧・謄写に対する協力について	平六	刑	総	五三三……一六四の四
◎特定目的会社の登録を受けようとする者に係る登録拒否事由に関する調査の協力要請について	平一〇	刑	総	一五四……一六四の五
◎証券投資法人に係る登録拒否事由に関する調査の協力要請について	平一〇	刑	総	一一二六……一六四の六
		刑	総	一四三九……一六四の七

◎ 債権回収業の許可を受けようとする者に係る許可欠格事由等に関する調査の協力依頼について	平一一	刑	総	二〇〇……一六四の七
◎ 酒類等の製造免許及び酒類の販売業免許を受けようとする者に係る免許欠格事由等に関する調査の協力要請について	平一三	刑	総	三六八……一六四の八
◎ 酒類等の製造免許及び酒類の販売業免許を受けようとする者に係る免許欠格事由等に関する調査の協力要請について	平一五	刑	総	一四二六……一六四の八の二
◎ 産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者等に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について	平一八	刑	総	二六六……一六四の九
◎ 少額短期保険業の登録を受けようとする者に係る登録拒否事由等に関する照会に対する協力要請について	平一八	刑	総	一六二三……一六四の九の二
◎ 金融商品取引業の登録、金融商品取引業者の主要株主となった者の届出若しくは金融商品仲介業の登録又は認定投資者保護団体の認定に関する調査の協力要請について	平一九	刑	総	一三一五……一六四の二〇
◎ 信用格付業の登録を受けようとする者に係る登録拒否事由に関する調査の協力要請について	平二二	刑	総	五〇五……一六四の二
◎ 暴力行為の賞揚等の規制に関する協力依頼について	平二〇	刑	総	一一七五……一六四の二
◎ 刑事確定訴訟記録の閲覧手数料の取扱いに関する協力依頼について	平二二	刑	総	一〇二九……一六四の三
◎ 第三者型発行者及び資金移動業者の登録を受けようとする者に係る登録拒否事由に関する調査の協力要請について	平二二	刑	総	三〇九……一六四の四
(二) 保存記録……………一六五				
◎ 民事事件の証拠決定に基づく不起訴記録の送付方について	昭二七	検	務	三四六九……一六五
◎ 刑事訴訟法第四七条の質疑について	昭二五	検	刑事局長内簡回答	……一六六
◎ 国家地方警察都道府県本部等から司法警察職員の教養訓練のため不起訴事件等記録の貸出方申出があつた場合の取扱について	昭二七	検	務	八六九〇……一六七
◎ 交通事故に関する不起訴事件記録中の実況見分調書の閲覧及び謄写について	昭六一	刑	総	六三六……一六七
◎ 被害者等に対する不起訴事件記録の開示について	平二〇	刑	総	一五九五……一六三

四 謄本等の交付

◎コピアによる謄本の作成について……………	昭三〇	刑 訟 一	三六〇	一六五
◎公判調書の謄本抄本又は訴訟に関する証明書等の交付について……………	昭二四	刑 事 局 長 電 報 回 答……………	一六六	一六六
◎刑事事件に関する証明書等の交付について……………	昭二五	刑 事 局 第 二 課 長 内 簡 回 答……………	一六六	一六六

五 席 棄

◎検察庁における廃棄書類等の取扱について……………	昭四七	刑 事	五八五	一六九
---------------------------	-----	-----	-----	-----

六 その他

◎少年保護事件の審判書謄本下附申請等について……………	昭二九	刑 事 局 長 電 報 回 答……………	一六九	一六九
◎少年事件の法律記録等の取扱について……………	昭三〇	刑 事 局 長 電 報 回 答……………	一七〇	一七〇
◎少年調査記録の貸出しについて……………	昭三〇	刑 事 局 長 電 報 回 答……………	一七〇	一七〇
◎少年事件の法律記録等の取扱について……………	昭三一	刑 事 局 長 電 報 回 答……………	一七一	一七一
◎家事事件記録取寄せの嘱託について……………	昭二九	刑 事 局 長 電 報 回 答……………	一七二	一七二
◎家事事件記録の貸出に関する疑義について……………	昭三一	刑 事 局 長 電 報 回 答……………	一七三	一七三
◎家事事件の審判書謄本の交付について……………	昭三一	刑 事 局 長 電 報 回 答……………	一七四	一七四
◎少年保護事件記録の閲覧謄写の許可について……………	昭二九	刑 事 局 長 電 報 回 答……………	一七五	一七五
◎検察審査会法に関する質疑について……………	昭三二	刑 事 局 長 電 報 回 答……………	一七六	一七六
◎下級裁判所における裁判書及び公判調書の整備方について……………	昭二六	刑 事 局 長 電 報 回 答……………	一七七	一七七

第九 採証関係事務

◎ 法廷等の秩序維持に関する法律違反事件記録の取扱及び保存について	昭二七	働 訟	四四七	一六七
◎ 起訴前の勾留理由開示記録の処置及び取扱について	昭三四	働 刑 二	一二	一六八
◎ 刑事参考資料（公安関係）の調査について	昭三一	刑 事	八八八四	一六八
◎ 通訳人の付された証人尋問等を録取した録音体の保管等について	平 元	刑 総	九三三	一六四
◎ 通訳人の付された証人尋問等を録取した録音体の保管等の趣旨及び取扱要領について	平 元	刑 総	九三四	一六四の三
◎ 検察審査会から送付された議決書謄本の取扱について	平一六	刑 総	一一八三	一六四の五
◎ 一般用指紋カードの様式の改正について	昭三〇	刑 事	一七三四四	一七五
◎ 一般用指紋カードの様式の改正について	昭三〇	刑 事 局 総 務 課 長 内 簡		一七六
◎ 警察庁保管にかかる指紋原紙の整備方協力について	昭三四	刑 事	二〇六七二	一七八
◎ 警察庁保管にかかる指紋原紙の整備方協力について	昭三四	刑 事	二〇六七四	一七八
◎ 送致（付）記録に添付する処分結果通知書への指紋資料作成番号の記入について	平 元	刑 総	五七七	一六八
◎ 処分結果通知書の用紙の規格変更について	平一二	刑 総	一三二〇	一六八の二
◎ 犯罪現場写真の証拠能力について	昭三四	刑 事	一九九三九	一六九

第一〇 報告関係事務

一 運用一般

◎ 刑事関係報告規程の改正について	昭六二	刑 総 秘	二九	一七三
◎ 刑事関係報告規程の一部を改正する訓令について	平一五	刑 総 秘	一四三九	一七二
◎ 処分諸訓規程について	昭二三	検 務 秘	三九	一七六
◎ 処分諸訓規程について再通牒	昭二三	検 務 秘	六五	一七八
◎ 処分諸訓規程の運用について	昭五二	刑 総 秘	三九二	一七九
◎ 係検事に関する規程、執行事務規程、証拠品事務規程、徴収事務規程及び処分諸訓規程の各一部改正について	昭三五	刑 事	八三三	一七九
◎ 破壊活動防止法違反事件に関する諸訓その他の取扱について	昭二七	検 務 秘	三二八一四	一七九
◎ 破壊活動防止法違反事件諸訓規程について	昭二七	刑 事 秘	一七四四	一七〇
◎ 刑事訴訟法第九十四条に基づく司法警察職員に対する懲戒罷免の訴追について	平三	最高検訓	九	一七二
◎ 公訴の取消しを行う場合の諸訓に関する訓令	平三	最高検訓	一〇	一七二

二 一般刑事

◎ 刑法等の一部を改正する法律の施行について	昭六二	刑 総 秘	五四一	一七四
◎ いわゆる独占禁止法違反に関する資料の送付について	平二	刑 総 秘	九五	一七五

◎直接国税に関する犯罪の報告について……………	平二	刑	刑	一〇九……………	七六の五
◎捕鯨及びおつとせいの獵獲に関する事件の報告について……………	昭四〇	刑	事	九二五……………	七七
◎「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律」及び「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の施行について……………	平四	刑	青	三五……………	七三
◎起訴後に真犯人が発見された刑事事件の報告について……………	平三	最高検刑		一九一……………	七五

三 外 事…………… 七六の二

◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第一七条の改正について……………	昭二八	刑	事	二七六九五……………	七六の二
◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第一七条を改正する議定書の発効後における実施細目について……………	昭二八	一〇、二九電		〇〇二……………	七六
◎合衆国軍隊の構成員に係る犯罪事件の処理について……………	昭二九	刑	事	一〇二六七……………	七六
◎合衆国軍隊の構成員、軍属又は軍法に服するそれらの家族に関する少年事件の取扱等について依命通牒……………	昭二八	刑	事	三二二……………	七六
◎少年である合衆国軍隊の構成員、軍属又は軍法に服するそれらの家族に係る少年事件の取扱について……………	平二四	刑	公	一〇七……………	七六
◎外交関係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書について……………	昭三九	刑	事	四五二……………	七六

四 選 挙…………… 七六

◎国会議員選挙に関する請訓について……………	平七	最高検訓秘		一……………	七六
------------------------	----	-------	--	--------	----

◎国会議員選挙に関する附訓について……………	平七	最高検刑秘	四……………	一六八
◎地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る公職選挙法第二十一条第一項の規定による当選無効訴訟及び立候補制限訴訟の提起に関する取扱いについて……………	平七	最高検刑秘	五……………	一七六の四
◎公職選挙法第二〇条による当選確認訴訟及び立候補非制限確認訴訟に関する取扱いについて……………	平七	最高検刑	一二〇……………	一七八の五
◎衆議院比例代表選出議員選挙関係違反事件捜査処理について……………	平七	最高検刑	一二二……………	一七八の八
◎参議院比例代表選出議員選挙関係違反事件捜査処理について……………	平三	最高検刑	一九四……………	一七六の二〇
◎公職選挙法第二五三条の二第一項に規定する罪に関する刑事事件についての裁判所の連絡について……………	平七	最高検刑	一二三……………	一七六の三

五 そ の 他 ……………

◎いわゆるとん刑者等の通知について……………	昭五八	刑 総	八七四……………	一七九
◎証人等の被害についての給付に関する法律の施行について……………	昭三三	刑 事	一二二三九……………	一七三
◎証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律等の施行について……………	昭六〇	刑 総	四四〇……………	一七五
◎検査状況報告に関する訓令の運用等について……………	昭五九	会	二……………	一七一
◎「部外実地検査等及び会計事務内部監査の結果報告について」の全部改正について……………	平三	監	一五……………	一七三
◎国会議員の逮捕請求手続について……………	平三	最高検刑	一九〇……………	一七三
◎刑事訴訟法第九十三条第一項により司法警察職員に対し一般的指示を行う場合の連絡方について……………	平三	最高検調	一七三……………	一六三

第二 監査関係事務

◎罰金等収納事務の取扱について……………	昭二八	経	甲	一六六五……………	一六三
◎検察庁職員による不正事犯の早期発見について……………	昭二八	経	甲	一八一五……………	一六三
◎現金収入等事務の監査について……………	昭二八	経	甲	三四三……………	一六四
◎徴収金の取扱いについて……………	昭五一	会		一三一……………	一六六
◎出納官吏等の帳簿及び金庫の検査確認について……………	昭五一	会		一三〇……………	一六六の二
◎物品管理法第一二条第二項及び国の債権の管理等に関する法律第九条第二項の規定に基づく監査について……………	昭三三	経	甲（主）	七四……………	一六七
◎会計事務監査実施状況調書の提出について……………	平一四	刑	総	八七四……………	一六八

—通達等目次—

第二二 その他

◎国家賠償請求訴訟事件等に関する書類の取扱い手続について……………	昭五四	刑	総	四一五……………	一六八
◎刑事統計調査要領について……………	平三	司	調	五〇三……………	一六八
◎刑事訴訟規則第五八条第二項ただし書の契印に準ずる措置の実施について……………	平六	刑	総	一二五……………	一六九